

参 考 資 料

平成25年5月17日

参考資料(目次)

○ 独立行政法人の制度・運営上の主な問題点	1
○ 独立行政法人の目標・評価について	4
○ 行政評価・監視の仕組み	14
○ 独立行政法人の組織規律について	15
○ 独立行政法人の運営費交付金制度について	18
○ 独立行政法人の財政規律について	20
○ 独立行政法人の役職員の報酬・給与について	24
○ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)における組織の見直し方針	29
○ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)における組織の見直し方針	30
○ 独立行政法人の類型化に係るこれまでの改革における考え方について	31
○ 研究開発を行う法人の能力強化に向けた対応について	32
○ 独立行政法人の基本的データ	35
○ 独立行政法人一覧(平成25年4月1日現在)	36
○ 独立行政法人の概要(平成25年度)	37
○ 独立行政法人向け財政支出の全体像(25年度政府案)	43
○ 独立行政法人の法人数と財政支出の推移	44

独立行政法人の制度・運営上の主な問題点①

組織規律関係

●法人に対する主務大臣の関与が弱く、主務大臣の意思が政策実施等に反映されにくい

<問題事例>

- 法律に違反して平成20年2月に事務所を東京都から神奈川県に移転したため、平成20年9月に大臣からは是正要求を行ったが、平成23年2月まで改善されなかった法人がある。

●組織の不適正な対応に対し内部ガバナンスが機能せず

<問題事例>

- 主任研究員が、民間企業と共謀して架空取引を行い法人に損害を与えた法人がある。（平成16～20年度に合計1,172万円。主任研究員が背任罪の容疑で平成21年9月逮捕）

財政規律関係

●多額の運営費交付金の使用残額が法人に滞留

<問題事例>

- 研究プロジェクトの進捗の遅れや、研究以外の業務の未実施により、毎年度、多額の運営費交付金債務残高が発生していると政策評価・独立行政法人評価委員会から指摘された法人がある。

●自己収入の増加や経費の節約へのインセンティブが不十分

<問題事例>

- 自己収入を増やしても運営費交付金はその分削減されるため、自己収入を増加させるインセンティブが働かない。また、効率化係数による事業費や一般管理費の削減が限界にきているにもかかわらず、自己収入を増加させても新規性や対前年度比増を求められるため経営努力として認定されにくいことや、運営費交付金を財源とする経費の削減は経営努力として認められないという問題がある。さらに、中期目標期間をまたぐ繰越しも認められにくい。

独立行政法人の制度・運営上の主な問題点②

目標・評価関係

●評価について統一的なルールがなく、問題を起こした法人に対しても高い評価

<問題事例>

○評価基準は各府省評価委員会が策定し、府省により評語、基準が異なる。

(例1)

AA:実績が、質・量の両面で中期計画を超える。

A:実績が、質・量のどちらかで中期計画を超える。

B:実績が、質・量の両面で概ね中期計画を達成。

C:実績について、質・量のどちらかで中期計画に未達、もしくは、業務運営で問題となる事象が発生。

D:実績について、質・量の両面で中期計画に大幅に未達、もしくは、業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。

(例2)

S:特に優れた実績

A:中期計画通り、または計画を上回り順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度の達成度が100パーセント以上)

B:中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得る。(当該年度の達成度が70パーセント以上100パーセント未満)

C:中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要。(当該年度の達成度が70パーセント未満)

F:評価委員会として業務運営の改善等の勧告が必要。

(例3)

イ:中期計画等の実施状況が計画を大きく上回り順調、特に優れた実績を挙げている。

ロ:中期計画等の実施状況が計画を上回り順調、優れた実績を挙げている。

ハ:中期計画等の実施状況が計画通り順調。

ニ:中期計画等の実施状況が計画に対してやや順調でない。

ホ:中期計画等の実施状況が順調でない。

○平成17、18年度の林道整備事業の発注に関し、法人主導の談合事件が発覚(19年5月逮捕)。18年度の実績評価では、談合問題とは切り離れた上で、効率化による経費抑制をa評価(達成割合90%以上。評価基準はa+、a、b、c、dの5段階)。

独立行政法人の制度・運営上の主な問題点③

目標・評価関係

●具体的な目標設定がなされておらず、定性的な目標にとどまる

<問題事例>

- 政策評価・独立行政法人評価委員会から、中期目標・中期計画（平成19年度～23年度）は定量的かつ具体的な目標設定がほとんどみられない状況との指摘を受けた法人がある（23年12月）。

[中期目標（平成19年度～23年度）における記述]

（有償資金協力）案件を効果的・効率的に実施するものとする

（ボランティア関連業務）引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う

（海外移住）事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。

（人材養成確保）専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成・確保に努める

（調査・研究）開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえて、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う

透明性・説明責任関係

●運営費交付金に関する情報開示、説明責任が不十分

<問題事例>

- 運営費交付金の積算内訳や積算根拠、前年度の執行額を明示し、多額の予算を執行していることの説明責任を果たすべきと指摘がされることが多い。

●独法制度の趣旨に沿った会計処理が不十分

<問題事例>

- 業務と運営費交付金との対応関係が明らかであるのに、業務達成基準ではなく費用進行基準を採用していると会計検査院から指摘がなされた法人がある。

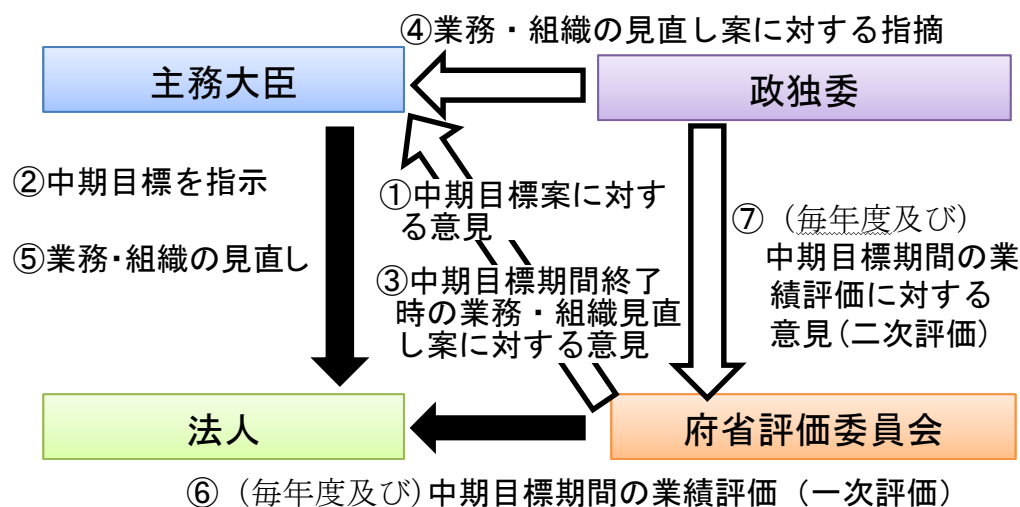
法人の目標・評価について

○一貫性・実効性のある目標・評価（中期目標管理）の仕組みの構築について

【問題点・課題】

- ・主務大臣が政策責任を果たすことができる評価の仕組みではなく、PDCAサイクルが機能していない。
 - ・評価がお手盛り（問題を起こした法人にも高い評価）
 - ・中期目標が明確でなく、事後に中期目標の達成の成否を検証できないため、適切な経営管理ができない。
 - ・政独委は、総務省の現地調査網を活用できないため、突っ込んだ業務・組織の見直しが困難。
 - ・評価疲れとの指摘
- 見直しが不十分であるため、存在意義が低下した業務・組織が温存され、業務の重点化が不十分

現行制度



中期目標管理の手順

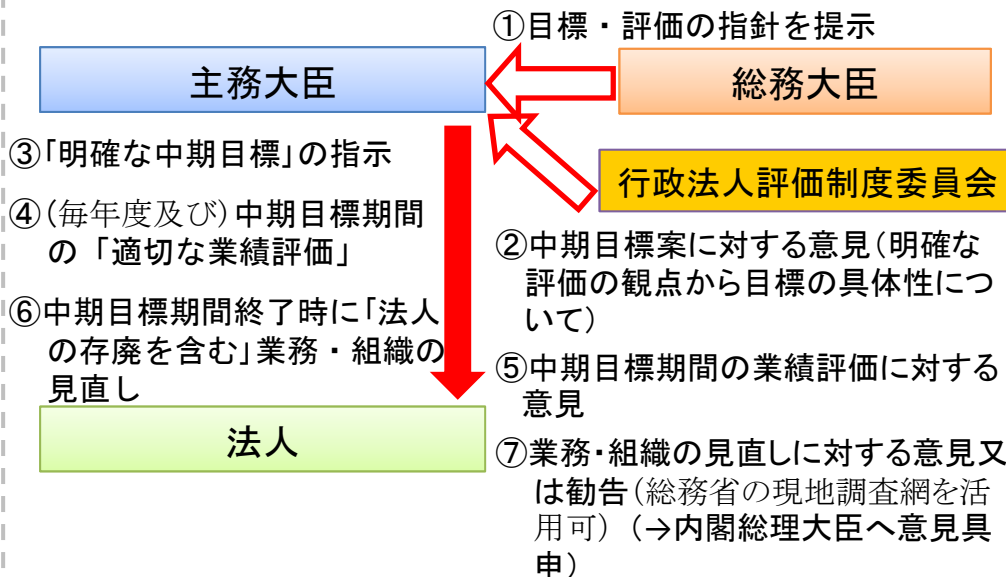
中期目標
→中期目標期間終了時の業務・組織の見直し
→次期中期目標
→中期目標期間の業績評価
(業績・組織の見直しや次期中期目標に反映されない)

(参考) 20年法案

- ・評価機関を総務省の独立行政法人評価委員会に一元化（各府省評価委、政独委は廃止）

24年法案

- ◎評価者を主務大臣に変更し、政策責任者たる主務大臣の下でのPDCAサイクルを強化し、目標と評価の一貫性・実効性を向上
- ◎第三者機関が主務大臣の評価結果を点検
- ◎目標・評価の指針を総務大臣が策定し、評語（SABC等）を統一
- ◎手続の簡素化、評価疲れにも配慮。行政評価・監視に法人を追加



中期目標管理の手順

中期目標
→中期目標期間の業績評価
→中期目標期間終了時の業務・組織の見直し
→次期中期目標

24年法案における評価体制

○主務大臣が政策の企画立案部門と実施部門を一体的に評価・改善

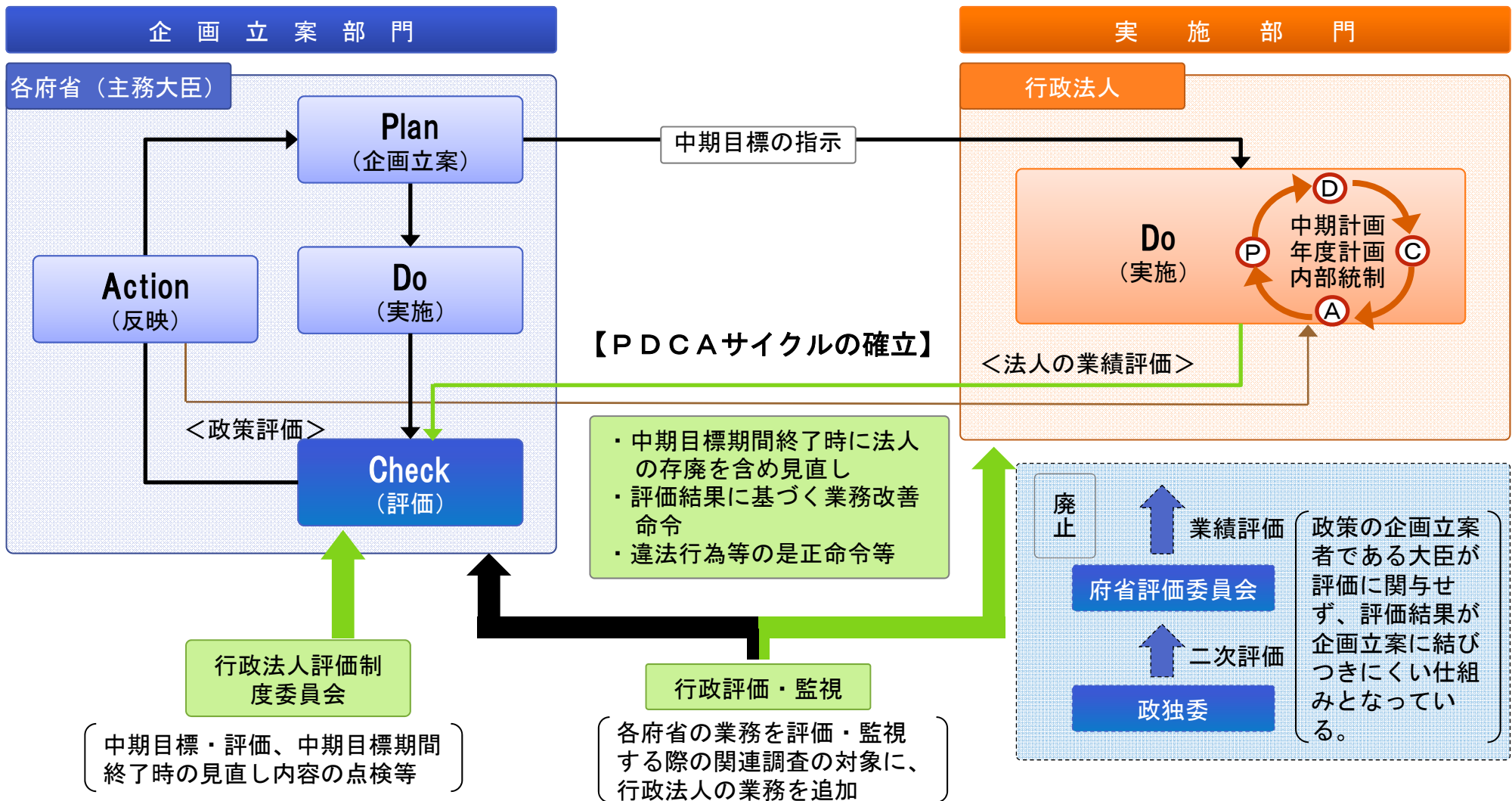
- ・政策評価と法人の業績評価の主体を政策責任者たる主務大臣の下に一元化し、両者を連携させることで、法人の業績評価の結果が政策の企画立案に確実に反映され、一貫性・実効性あるPDCAサイクルを確立

○第三者機関が、主務大臣の企画立案部門を視野に入れた実施部門の点検が可能

- ・行政法人評価制度委員会が、主務大臣に対し、企画立案部門を視野に入れた実施部門に対する意見・勧告が可能

○行政評価・監視により企画立案部門と実施部門を一体的に見直し

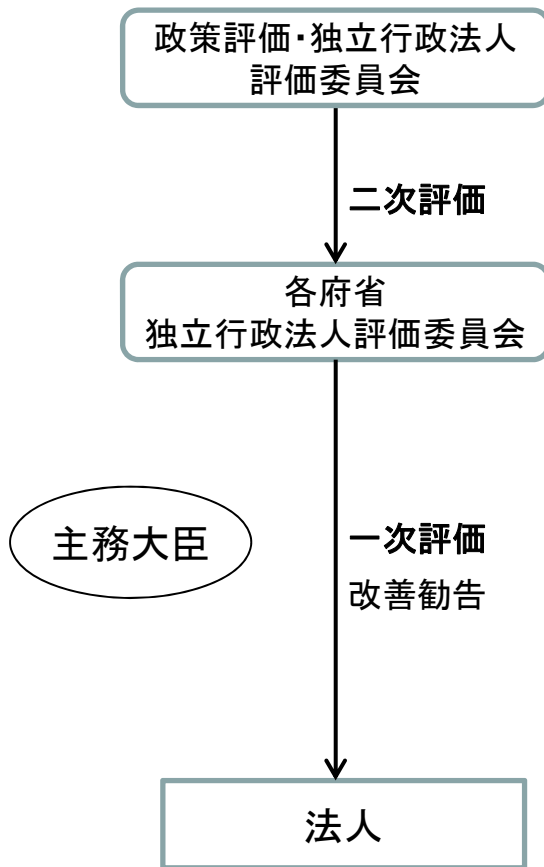
- ・総務省の行政評価・監視の対象に法人を追加することで、企画立案部門に加え、実施部門を一体として効果的に点検し、総務省の行政法人評価制度委員会と連携することにより効果的な見直しが可能



評価体制について(現行、20年法案、24年法案)

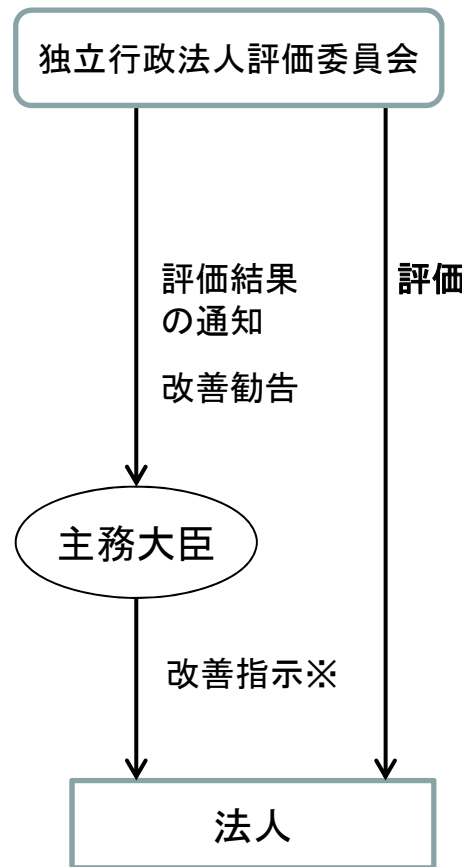
<現行>

- 各府省独法評価委員会による評価（一次評価）
- 政独委による評価結果の評価（二次評価）



<20年法案>

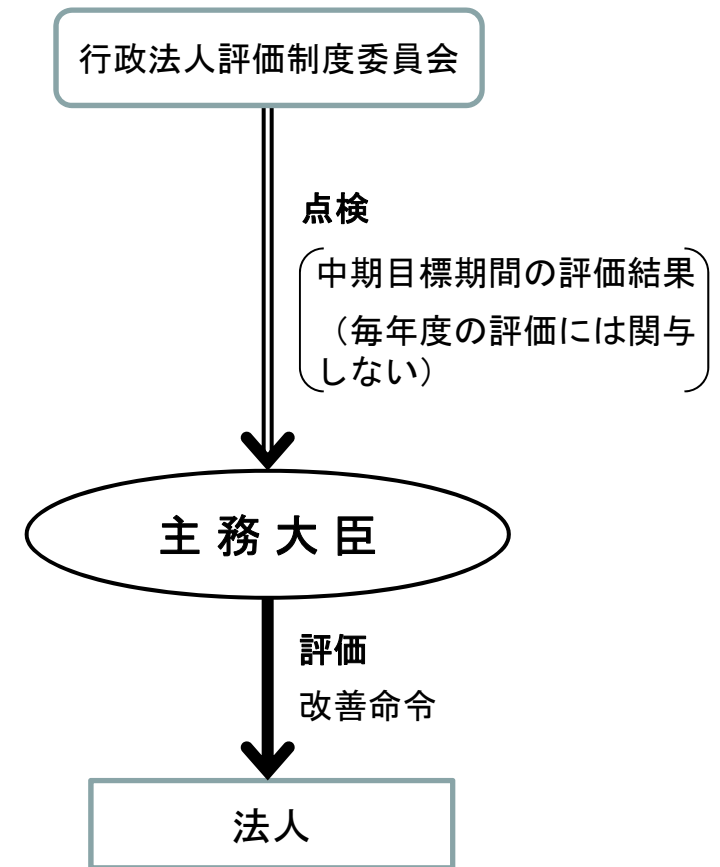
- 独立行政法人の評価機能を一元化（各府省独法評価委員会、政策評価・独立行政法人評価委員会は廃止）



※独立行政法人評価委員会から業務運営改善の勧告を受けた場合に限定

<24年法案>

- 主務大臣による評価（各府省独法評価委員会、政策評価・独立行政法人評価委員会は廃止）
- 中立・公正な第三者機関（行政法人評価制度委員会）による点検



(注) 行政法人評価制度委員会は、評価の制度及び実施に関する重要事項を随時、調査審議し、総務大臣又は主務大臣に意見を述べる事が可能

評価体制についての比較(20年法案、24年法案)

	20年法案	24年法案
メリット	【独立行政法人評価委員会への一元化】 ○評価の一層の客観性、厳格性の確保 ○評価の内容、質の統一	【主務大臣による評価】 ○主務大臣が政策責任を果たすとの観点から評価を実施 ○国の政策の企画立案部門（政策評価）、実施部門（法人の業績評価）を、主務大臣が一体的な評価が可能となり、法人の業績評価結果を企画立案部門の改善に確実に反映 ↓ 主務大臣の下での政策のPDCAサイクルの強化、一貫性・実効性のある評価の仕組みへ
デメリット	○独立行政法人評価委員会が、全ての法人の評価を実施することは現実的か（評価委を補佐する事務体制の肥大化の懸念） ○独立行政法人評価委員会は、現場から遠いところにあり、日常的に必要な情報を得られず、また、事業成果などの業績の内容も踏まえた専門的な評価が困難 ○主務大臣による改善も限定的であり、政策への反映も不十分など、評価の実効性に課題あり	

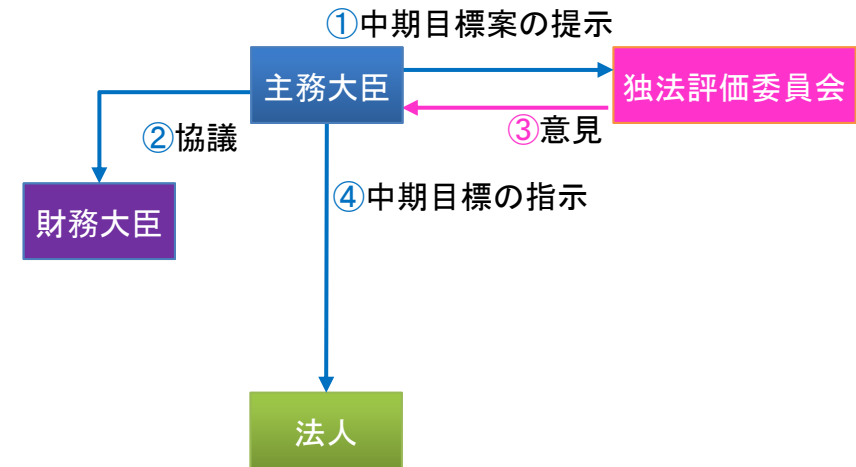
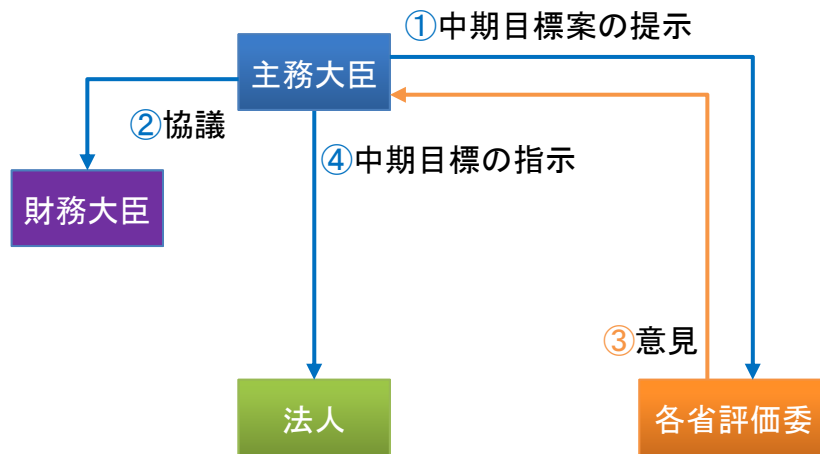
※主務大臣による評価（24年法案）には、恣意的な評価（いわゆるお手盛り評価）の懸念があるが、以下で対応可能

- ・ 行政法人評価制度委員会による点検（委員会は、主務大臣による企画立案・実施部門の一体的な見直しを視野に、評価結果、中期目標期間終了時の見直しを点検）
- ・ 目標・評価の指針を総務大臣が策定（事前に行政法人評価制度委員会が点検）
- ・ 目標設定の具体化を法案へ明記

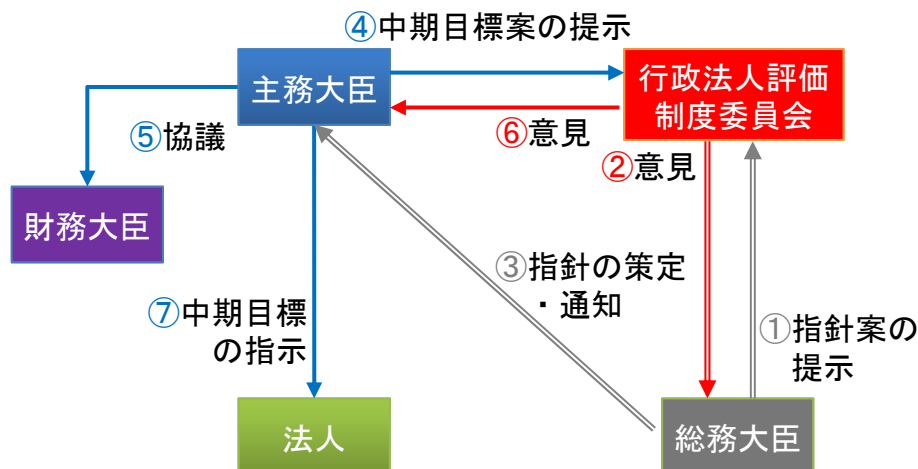
目標・評価の手続の比較【現行制度、20年法案、24年法案（中期目標行政法人、行政執行法人）】（その1）

1. 中期目標の設定

【20年法案（廃案）】

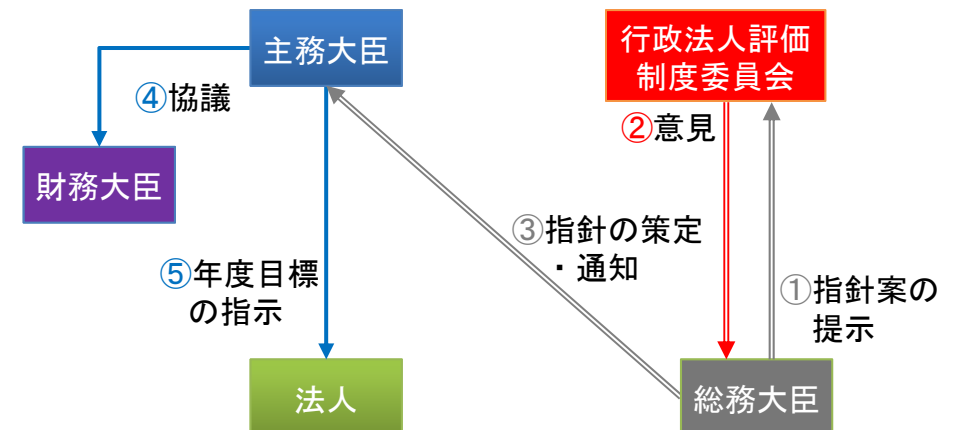


【24年法案（廃案）：中期目標行政法人】



【24年法案（廃案）：行政執行法人】

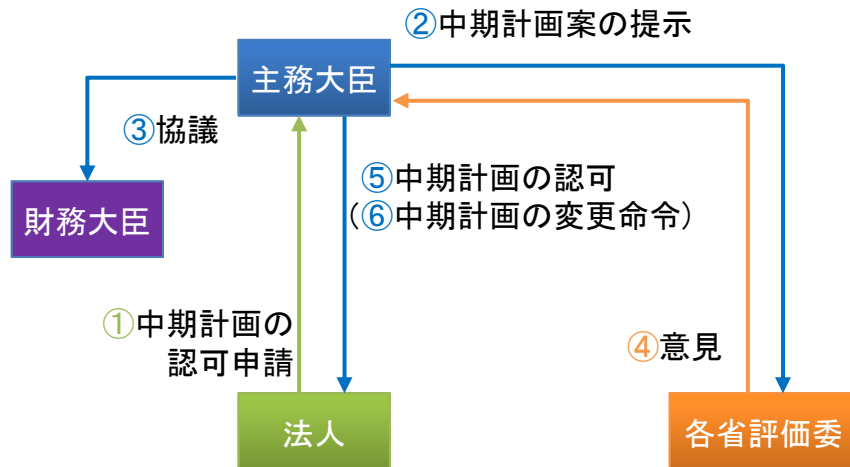
※行政執行法人は単年度の年度目標



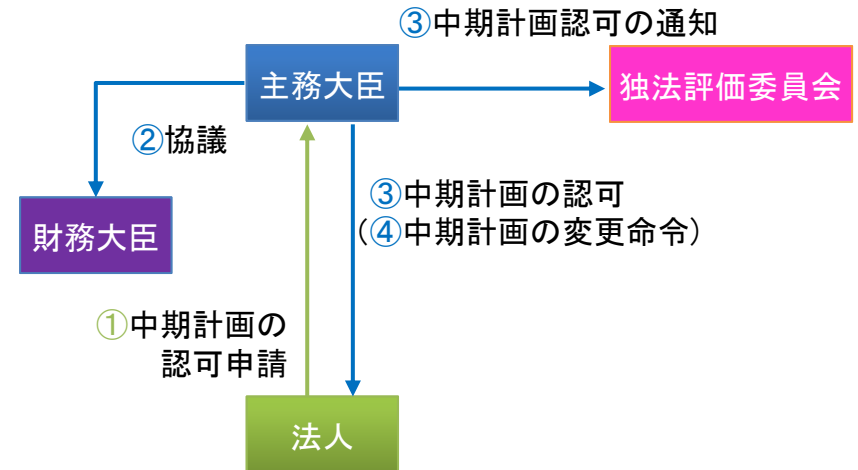
目標・評価の手の続の比較【現行制度、20年法案、24年法案（中期目標行政法人、行政執行法人）】（その2）

2. 中期計画の認可

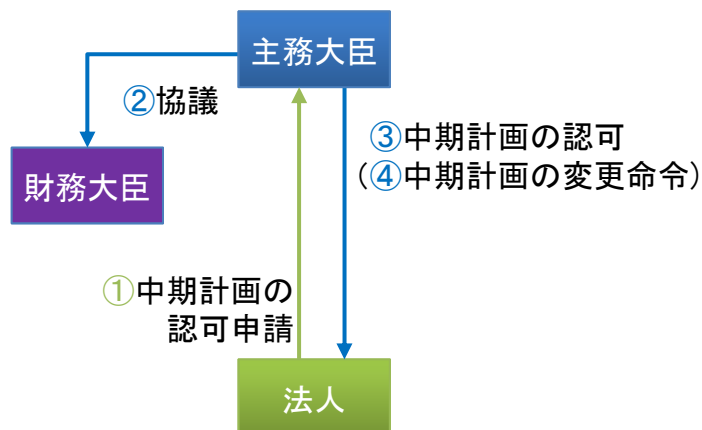
【現行制度】



【20年法案（廃案）】

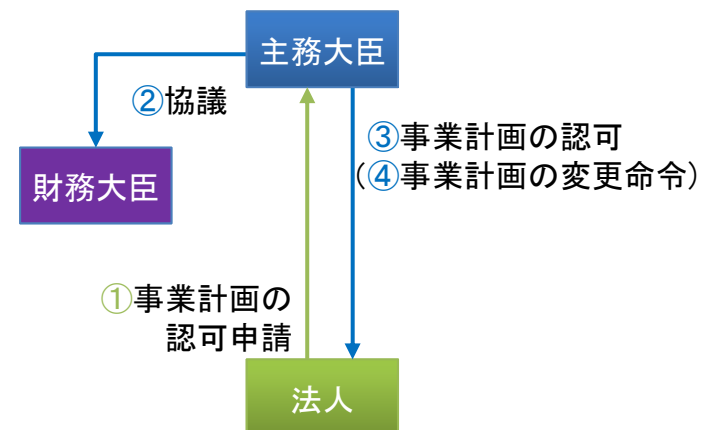


【24年法案（廃案）：中期目標行政法人】



【24年法案（廃案）：行政執行法人】

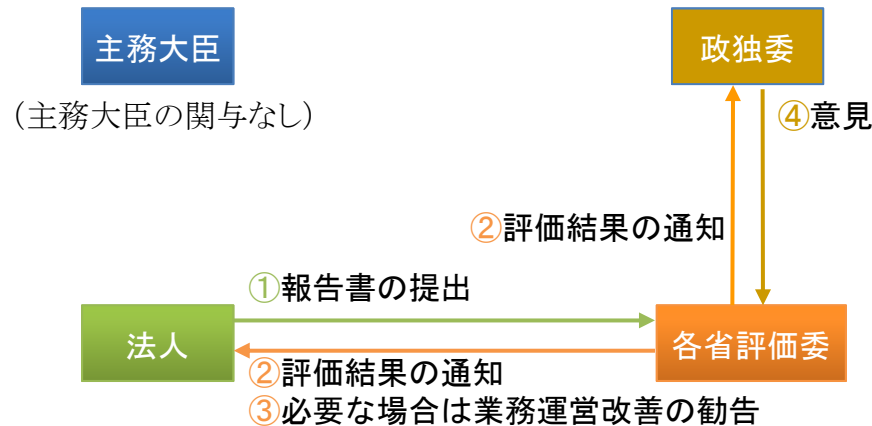
※行政執行法人は、単年度の事業計画



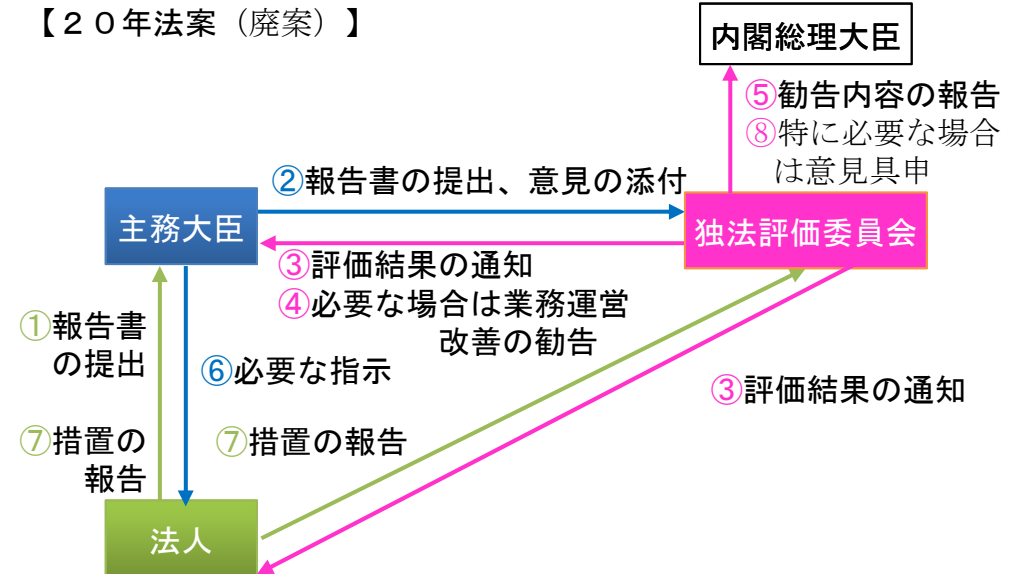
目標・評価の手の続の比較【現行制度、20年法案、24年法案（中期目標行政法人、行政執行法人）】（その3）

3. 毎年度の業績評価

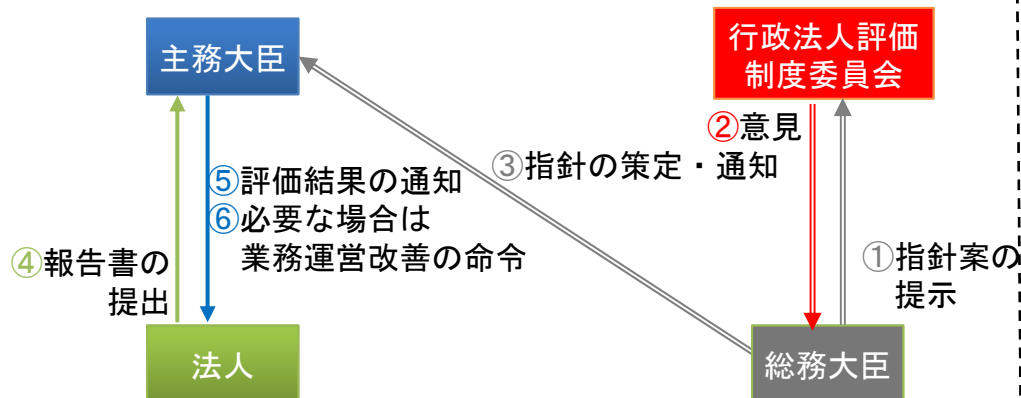
【現行制度】



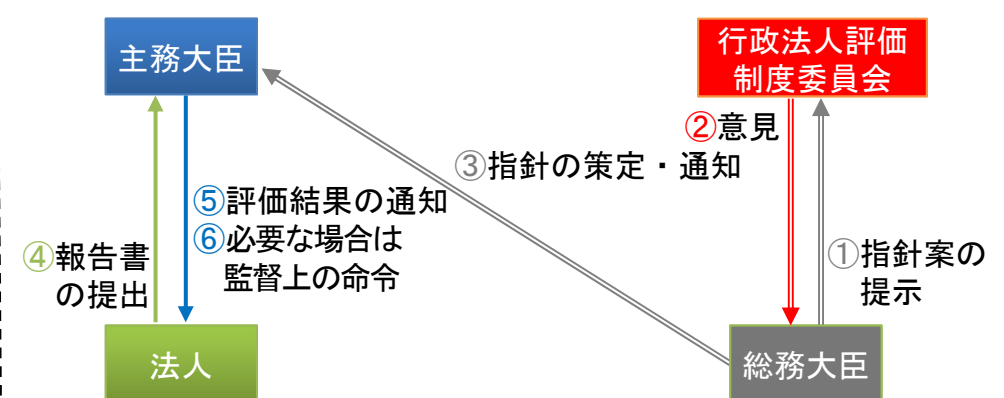
【20年法案（廃案）】



【24年法案（廃案）：中期目標行政法人】



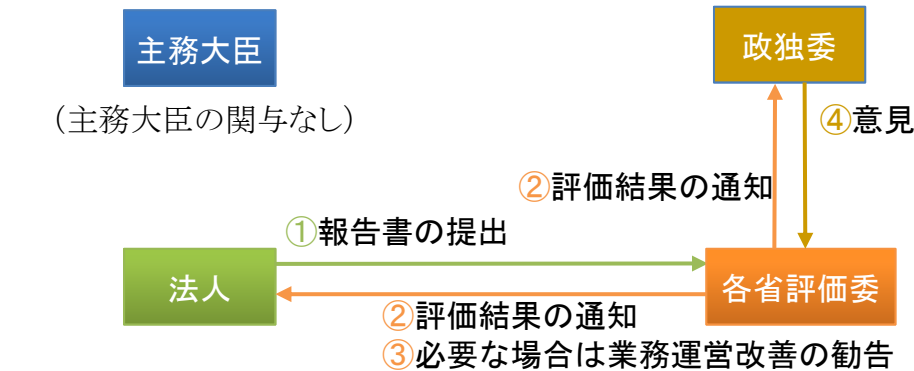
【24年法案（廃案）：行政執行法人】



目標・評価の手の続の比較【現行制度、20年法案、24年法案（中期目標行政法人、行政執行法人）】（その4）

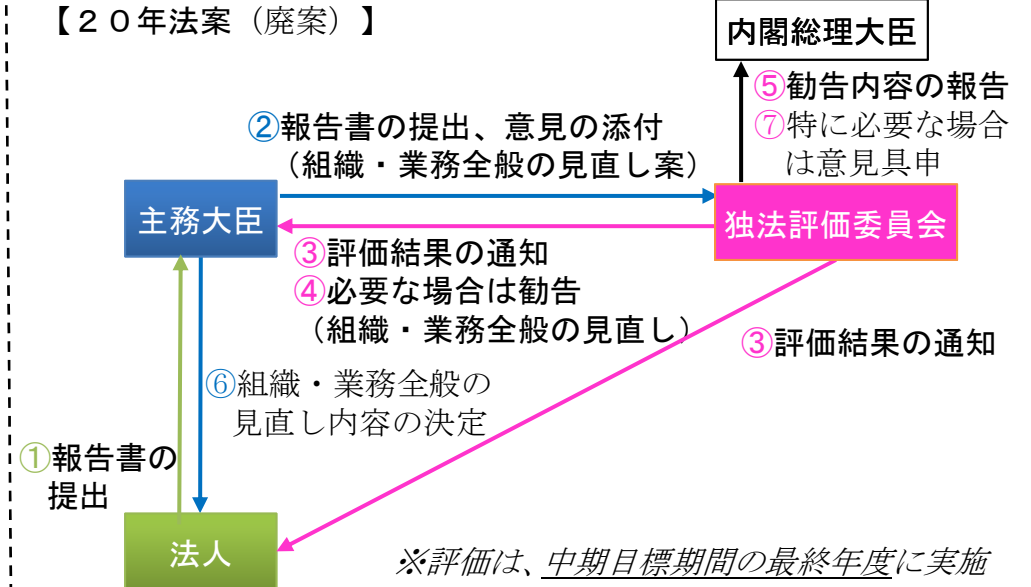
4. 中期目標期間の業績評価

【現行制度】

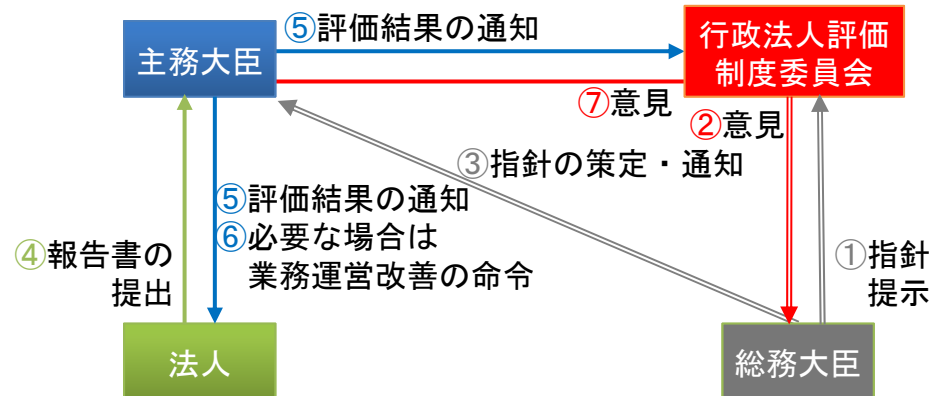


※評価は、次期中期目標期間に実施

【20年法案（廃案）】

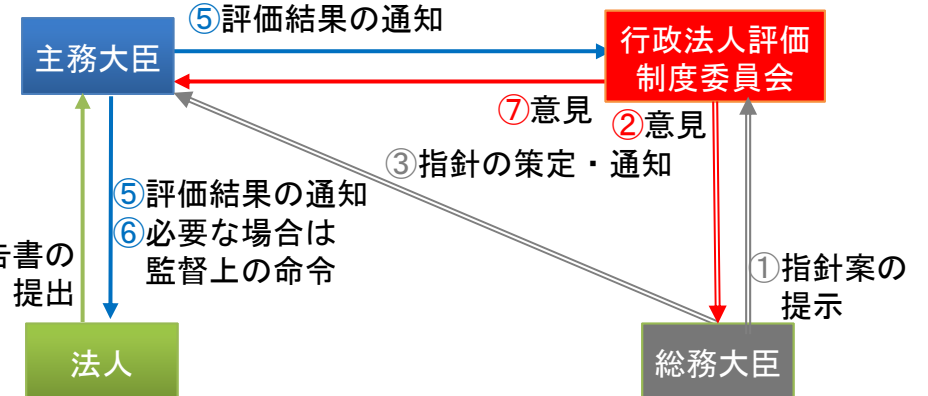


【24年法案（廃案）：中期目標行政法人】



※評価は、中期目標期間の最終年度に実施

【24年法案（廃案）：行政執行法人】

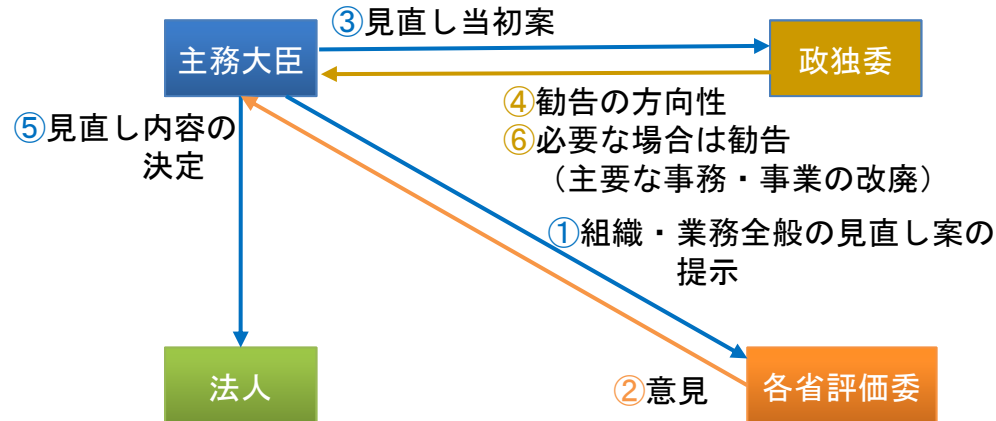


※評価(業務運営の効率化の実施状況)は、一定期間(3年～5年)ごとに実施

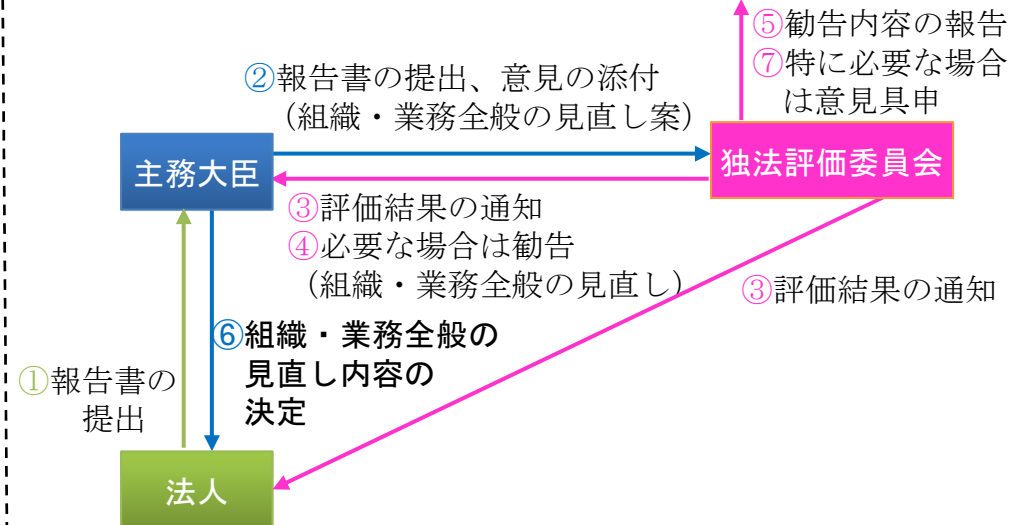
目標・評価の手の続の比較【現行制度、20年法案、24年法案（中期目標行政法人、行政執行法人）】（その5）

5. 中期目標期間終了時の業務・組織全般の見直し

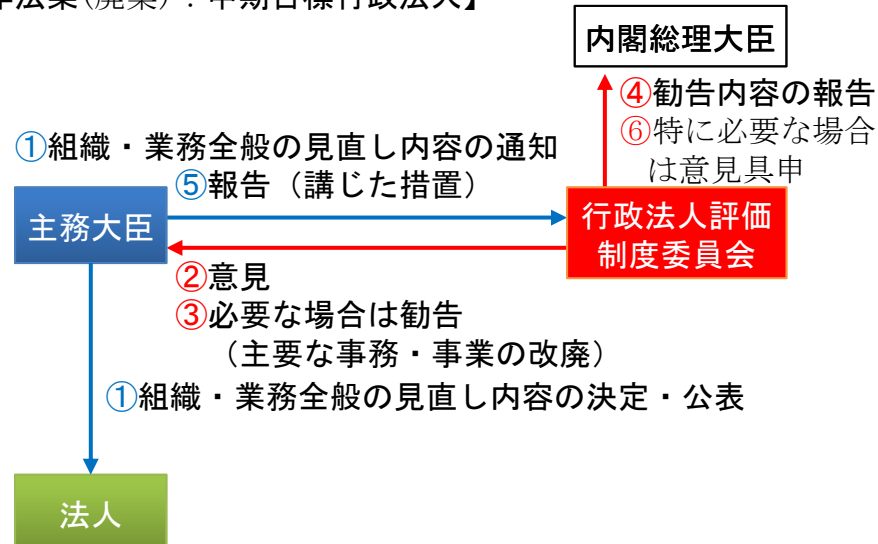
【現行制度】



【20年法案（廃案）】



【24年法案（廃案）：中期目標行政法人】



【24年法案（廃案）：行政執行法人】

なし

目標・評価の手続の比較【現行制度、20年法案、24年法案（中期目標行政法人、行政執行法人）】（その6）

6. 評価の制度及び実施に関する重要事項の調査審議

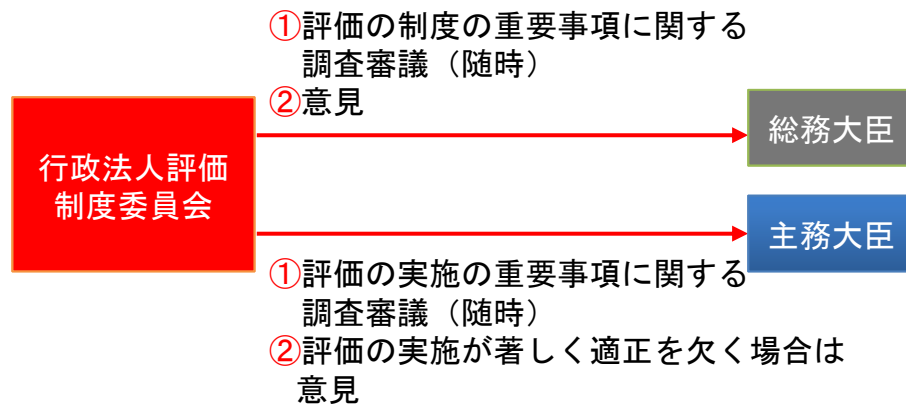
【現行制度】

なし

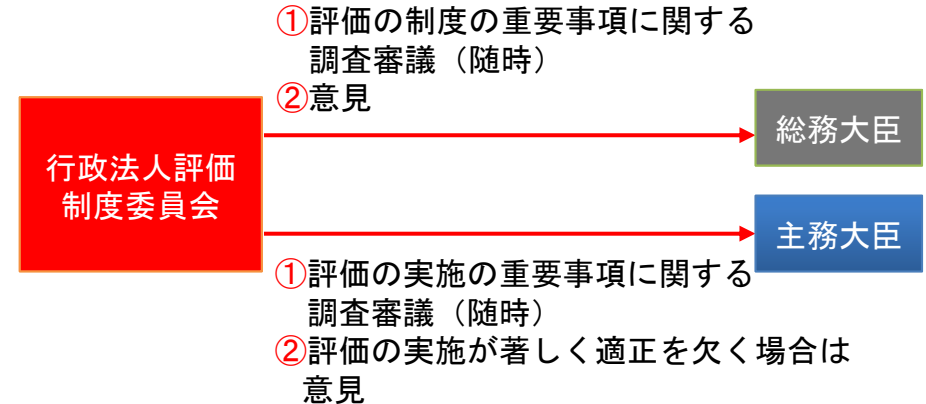
【20年法案（廃案）】

なし

【24年法案（廃案）：中期目標行政法人】



【24年法案（廃案）：行政執行法人】



※法人を行政評価・監視の対象とし、総務省の現地調査網を活用

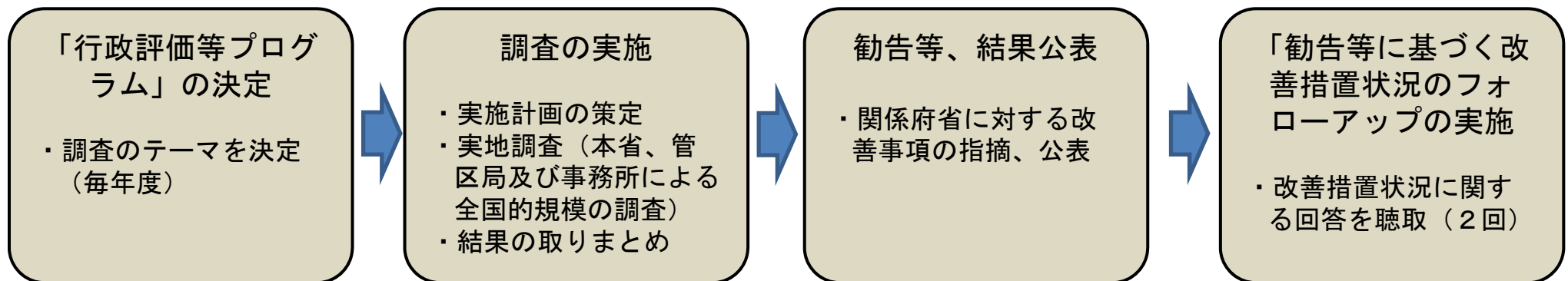
行政評価・監視の仕組み

1. 行政評価・監視の仕組み

行政評価・監視は、総務省行政評価局が政府内における第三者的な評価専門機関として、必要性・有効性・効率性等の観点から、

- 各府省の業務の実施状況について、
- 全国的規模の調査により、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、
- 課題や問題点の総合的・全体的な把握を踏まえ、改善方策を提示するもの

2. 行政評価・監視のプロセス



○緊急・臨時の案件に機動的に対応するため、新たに設置した機動調査推進室を中心に、調査の内容等に応じて、機動的な調査

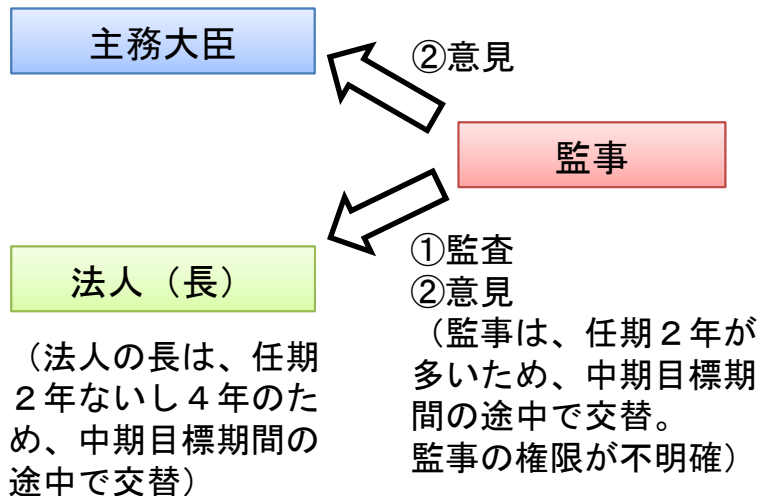
法人の組織規律について

(1) 法人の内部ガバナンスの強化（監事の権限強化等）

【問題点・課題】

- ・談合、架空取引、研究費の預け等不祥事が多発
- ・存在意義が低下した業務及び組織が法人内に温存
- ・不要な資産を法人内に温存
- 監事が機能せず、法人内部のガバナンスが効かない

現行制度

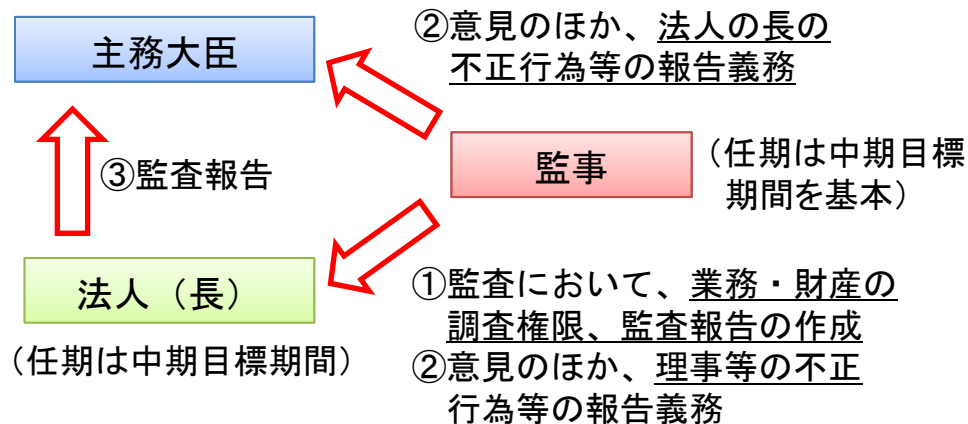


（参考）20年法案

- ・監事の調査権限、役員の不正行為の報告義務
- ・監事の任期は4年間を基本（最後の財務諸表の承認時まで）
- ・内部統制システム構築の義務付け

24年法案

- ◎法人の長・監事に権限・責任を持たせ、自浄作用を強化し、不正や無駄の排除を図る
- ◎法人の長、監事の任期の見直し（中期目標期間に対応）
- ◎監事の調査権限を明記、役員の不正等の報告義務



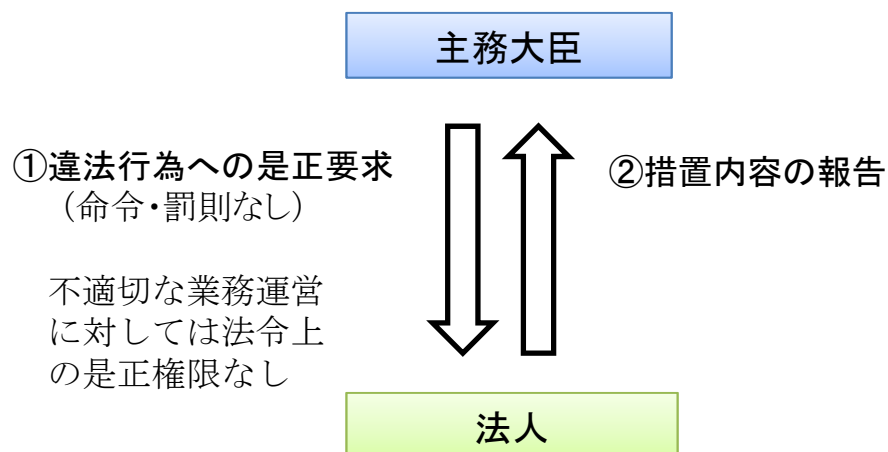
- ◎役員の職務忠実義務と任務懈怠に対する損害賠償責任を導入
- ◎内部統制システム構築の義務付け
- ◎運営費交付金を適正かつ効率的に使用する責務を明記

(2) 法人の外部ガバナンスの整備（業務の適正化に必要な権限を主務大臣に付与）

【問題点・課題】

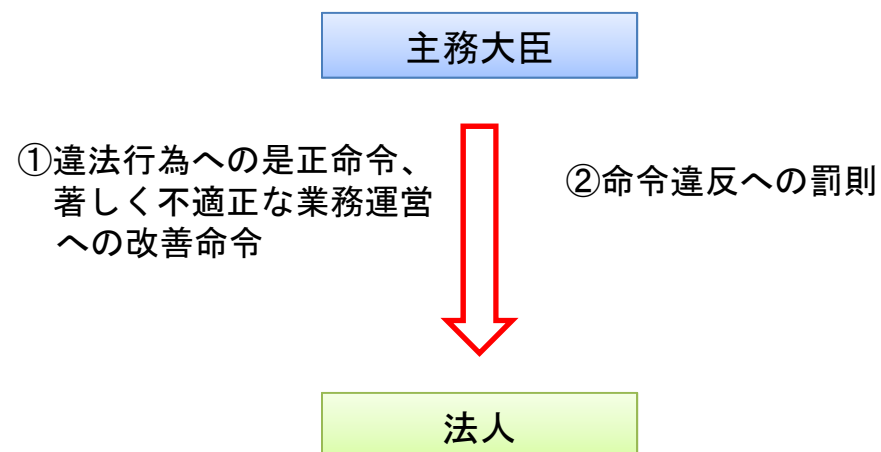
・法人の違法行為や著しく不適正な業務運営に対し、主務大臣の強制力が働かない

現行制度



24年法案

◎主務大臣が適正な関与を図れるよう、是正命令権を付与



（参考）20年法案

- ・主務大臣は、総務省の独立行政法人評価委員会から業務運営改善の勧告を受けた場合は、法人に必要な指示が可能

(3) 人事管理の適正化

【問題点・課題】

・独法OBが再就職している子会社などとの間に不透明な支出(談合、随意契約、会費)

現行制度

【再就職規制】

- ・非公務員型独立行政法人には、役職員の再就職に関する規制なし。

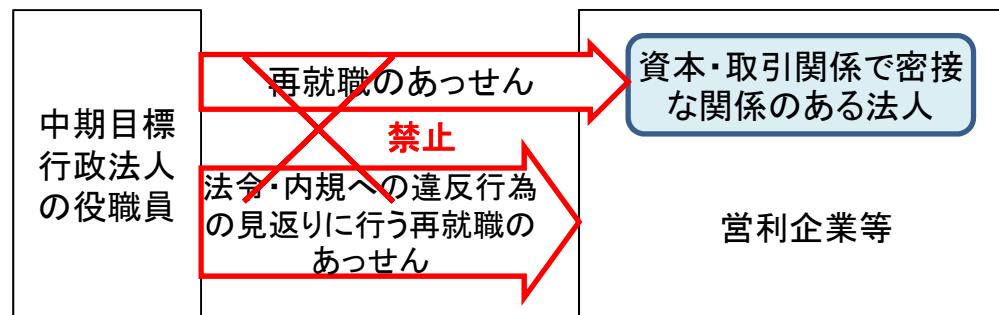
(参考) 20年法案

- ・非公務員型の独法の役職員に再就職規制を導入(24年法案とほぼ同じ)

24年法案

◎不透明な人と資金の流れを抑制し、法人の業務運営の公正性、透明性を高めるため、中期目標行政法人の役職員に、再就職規制を導入

【法人の役職員に対する再就職規制の導入】



このほか、以下の規制も導入

- ・在職中に違反行為の見返りに行う求職活動の規制
- ・法人OBから違反行為に係る働きかけを受けた場合、法人の長に届出を義務付け

独立行政法人の運営費交付金制度について(①現状)

柔軟な業務運営を可能とする運営費交付金の制度

●独法制度創設の趣旨(行政改革会議最終報告、中央省庁等改革基本法)

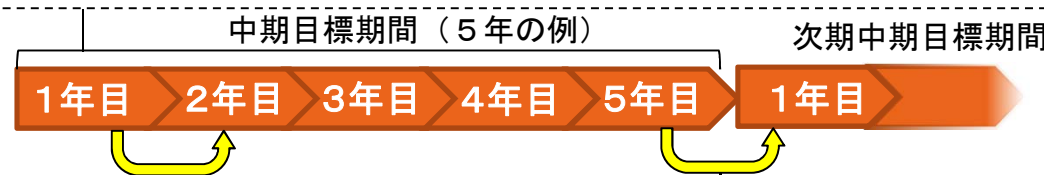
- 中央省庁等改革基本法第38条第3号において、「弾力的かつ効率的な財務運営を行うことができる仕組みとすること」と規定。
- 政策の企画立案機能と実施機能を分離し、実施部門のうち国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施することが必要な事務・事業について、主務大臣の細部にわたる事前関与を極力排し、一定の期間内において法人の裁量により弾力的・効果的な業務運営を確保することにより、効率性・質の向上を図るため、独立の法人格を有する独立行政法人制度を創設。
- これにより、年度単位の予算統制のため弾力的な財務運営が困難であること、目標管理と外部評価がなく業務が自己増殖すること等の国や特殊法人に対して指摘されていた問題点を克服することが期待されていた。

●運営費交付金制度の趣旨(中央省庁等改革推進本部決定等)

- 独法制度の趣旨を踏まえ、国の予算措置として、運営費交付金は独法ごとに一項一目とし使途の内訳は特定せず、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外に柔軟に使用することを可能とし、年度内の遣い残しが生じた場合には翌年度に繰り越すことができるものとした。
- 中期計画(主務大臣認可・財務大臣協議。3～5年)に運営費交付金の算定ルールを含めた計画期間中の予算を定め、この算定ルールにより、年度計画に当該年度の予算を計上することとした。

①運営費交付金の算定

- ・中期計画で、予算、運営費交付金の算定式、剰余金の使途等を決定(主務大臣認可、財務大臣協議)
- ・運営費交付金の算定式の例は、経費(人件費＋一般管理費＋事業費)×効率化係数×政策係数－自己収入
(参考)法人や年度により異なるが、効率化係数の例としては、対前年度比で一般管理費△3%、事業費△1%が多い。
- ・算定ルールに基づき、予算要求を経て毎年度の交付金額を決定。年度計画で、毎年度の予算等を決定(主務大臣に届出)
- ・毎年度の運営費交付金の未使用額は、不要額を国庫納付する以外は、翌年度に繰り越して使用可



②経営努力認定

- ・剰余金のうち経営努力が認定された額を目的積立金化し、中期計画で定めた業務に充当可(主務大臣承認、財務大臣協議)
- ・原則として、外部要因に寄らず、新規に生じた利益で、前年度実績を上回ることが必要。また、費用を節約したことで生じた運営費交付金による利益は、経営努力の対象外

③中期目標期間を超える繰越し

- ・中期目標期間終了時までの運営費交付金の未使用額は、繰越しが認められる額以外を国庫納付(主務大臣承認、財務大臣協議)
- ・繰越しが認められるのは、使用できなかった合理的な理由のある目的積立金や研究資金等

独立行政法人の運営費交付金制度について(②見直し案)

見直し案

●財務運営の適正化、説明責任・透明性の強化

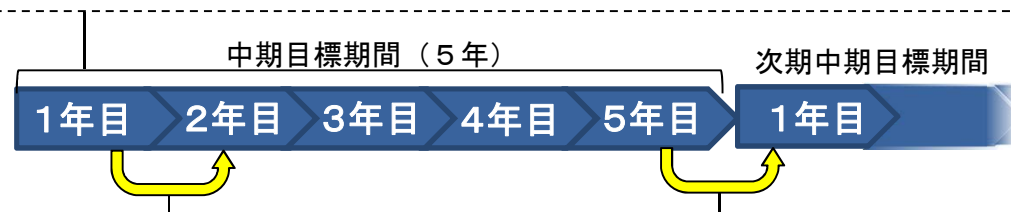
- 交付金を適切かつ効率的に使用する責務を明記（通則法）
- 法人の事業別の予算の積算（見積り）やその執行実績を明らかにし、積算と実績が相当程度乖離している場合には、その理由を説明する（省令、運用）

●法人の主体的な経営努力を促進する仕組みの強化

- 自己収入の増加分のうち一定割合は交付金の算定の際に控除しない（運用）
- 目標を上回った自己収入の増加や交付金の節減努力による利益の一定割合は経営努力と認める（運用）。主務大臣承認・財務大臣協議の迅速化
- 一定の合理的理由が認められる場合には、中期目標期間を超える繰り越しを認める（運用）
- 事業別に区分された情報を充実するとともに、事業と運営費交付金との対応関係を明らかにすることにより原則として業務達成基準を採用する（会計基準）

①運営費交付金の算定（運用等見直し：算定の柔軟化・精緻化）

- ・概算要求時及び年度計画に、事業別の予算の積算（見積り）を添付（省令、運用）
- ・自己収入の目標を可能な限り具体化・定量化（経営努力により自己収入の増加が見込まれる法人）（運用）
- ・自己収入の増加分のうち、経営努力の寄与度合いが高い部分の一定割合（例えば5割）は交付金の算定の際に控除しない（運用）
- ・事業別の予算の執行実績を事業報告書に添付し、予算の積算と執行実績に相当程度の乖離がある場合にその理由を明示（省令）



※これらの見直しにより、国の予算における「成果重視事業」（定量的な目標を立て、厳格な検証、予算執行の弾力化を経て、効率化効果を予算に反映）と同様の効果が得られる

②経営努力認定（運用見直し：柔軟化）

- ・新規性や対前年度比増を求めることなく、業務と交付金の対応関係を明らかにした上で、目標を上回った自己収入の増加や交付金の節減努力による利益の一定割合（例えば5割）を経営努力と認め、目的積立金化（主務大臣承認、財務大臣協議）
- ・目的積立金を有効活用するため、主務大臣承認・財務大臣協議に要する期間を迅速化する

③中期目標期間を超える繰り越し（運用見直し：柔軟化）

- ・現行の基準のほか、中期目標期間の最終年度における経営努力に相当する額や他動的要因により期間中に使用できなかった額など、一定の合理的理由がある場合に繰り越しを認める（主務大臣承認、財務大臣協議）

独立行政法人の財政規律の見直し

財政運営

○制度設計

- ・主務大臣の細部の事前関与を廃し、弾力的な財政運営を行うため、運営費交付金制度を導入
- ・使途の内訳は特定せず、予定の使途以外に柔軟に使用可能。中期目標期間終了時に精算し、国庫納付

●課題

- ・不要となった交付金の使用残額を国庫納付せず（不要かどうか分かりにくい）
- ・運営費交付金の積算内訳や執行額が不明（どの事業に充てるのかが分からない）

自律性・自主性

○制度設計

- ・法人の自律性・自主性を発揮して効率的な業務運営を行うインセンティブとして、目的積立金制度を導入
- ・剰余金のうち経営努力として認定を得た額は、目的積立金とし、中期計画で定める使途に充てることが可能

●課題

- ・自己収入を増やしても交付金はその分削減される
- ・運営費交付金を財源とする経費の削減による利益は、経営努力として認められない

見直し案

- ◎財務運営を適正化するため、交付金を適切かつ効率的に使用する責務を法律に明記
- ◎説明責任・透明性を強化するため、事業別の予算の積算（見積り）、執行実績を明らかにするとともに、その乖離理由を説明
- ◎法人の主体的な経営努力を促進するため、自己収入の増加や経費の節減による効率化のインセンティブを強化
- ◎業務と財源の対応関係を明らかにした会計処理を原則化（業務達成基準の採用を原則）

情報公開

○制度設計

- ・透明性を確保するため、情報公開を導入。財務諸表、決算報告書その他、事業報告書において財務情報を説明
- ・原則として企業会計によることとし、経営努力の判断のための損益計算を行い得る独法会計基準を制定

●課題

- ・運営費交付金の会計処理が不十分（業務と財源との対応関係を明らかにする業務達成基準を採用しない法人が多い）
- ・運営費交付金の積算内訳や執行額が不明（どの事業に充てるのかが分からない）（再掲）

独法の事業別の予算の積算(見積り)等のイメージ

現行制度

<国の予算書(歳出)>

所轄	組織	項	金額
〇〇省	〇〇本省	独立行政法人 ●●運営費	900

<各省各庁予定経費要求書> (予算書の参考書類)

組織	項	事項	24年度要求額	前年度予算額	比較増△減額	説明
〇〇本省	独立行政法人●●運営費	独立行政法人●●の運営費交付金に必要な経費	900	1,000	△100	独立行政法人●●の行う業務の財源の一部に充てるための●●に対する運営費交付金の交付

<政府出資主要法人の資産、負債、損益その他に関する調書> (予算書の参考書類)

損益計算書の例

科目	22年度決算額	23年度見込額	24年度見込額
費用			
事業費	1,100	1,100	1,000
一般管理費	800	800	700
収益			
運営費交付金収益	1,300	1,100	900
受託収入	500	500	500
寄付金収益	200	300	300
利益	100	0	0

見直し案

<国の予算書(歳出)>

所轄	組織	項	金額
〇〇省	〇〇本省	独立行政法人 ●●運営費	900

<事業別の予算の積算> (概算要求時及び年度計画に添付)

	A事業	B事業	C事業	D事業	E事業	...	...	..	Z事業	計
事業費						...	...	..	...	1,000
技術協力業務費	300			50		...	...	..	...	(400)
教育研修業務費	100				50	...	...	..	...	(200)
受託経費		300				...	...	..	...	(300)
研究業務費			100			...	...	..	...	(100)
一般管理費						...	...	..	...	700
人件費	100	50	50	50	50	...	...	..	...	(300)
その他	100	50	50	50	50	...	...	..	...	(400)
運営費交付金収益	500		200		150	...	...	..	...	900
受託収入		400				...	...	..	...	500
寄付金収益	100			150		...	...	..	...	300

<事業別の予算と執行実績の乖離理由の説明> (事業報告書)

	A事業			B事業
	予算	決算	差額理由	
事業費				
技術協力業務費	300	400	●●の事情により業務の緊急性が高まり次年度予定業務を前倒して実施したことによる増	
教育研修業務費	100	50	××の事情により業務が遅れ、規模を縮小したことによる減	
一般管理費				
人件費	100	100		
その他	100	50	競争入札により▲▲の経費が予定を下回ったことなど経費の節減による減	
運営費交付金収益	600	600		

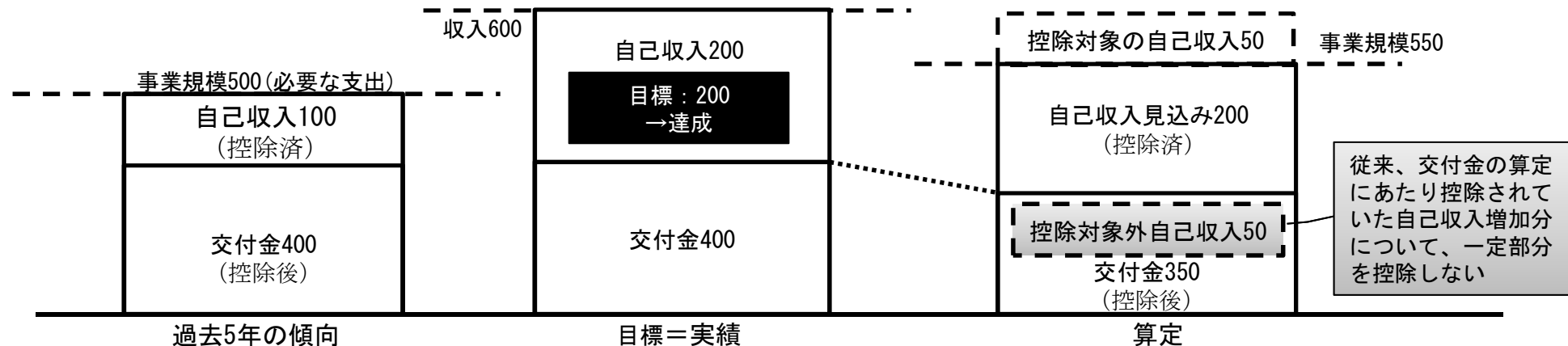
交付金算定の見直しイメージ

予算の積算、執行実績に関する情報を年度計画、事業報告書等に添付することで説明責任を強化した上で、例えば以下のような見直しを行う。

○ 自己収入の数値目標を達成した場合

(仮定例)

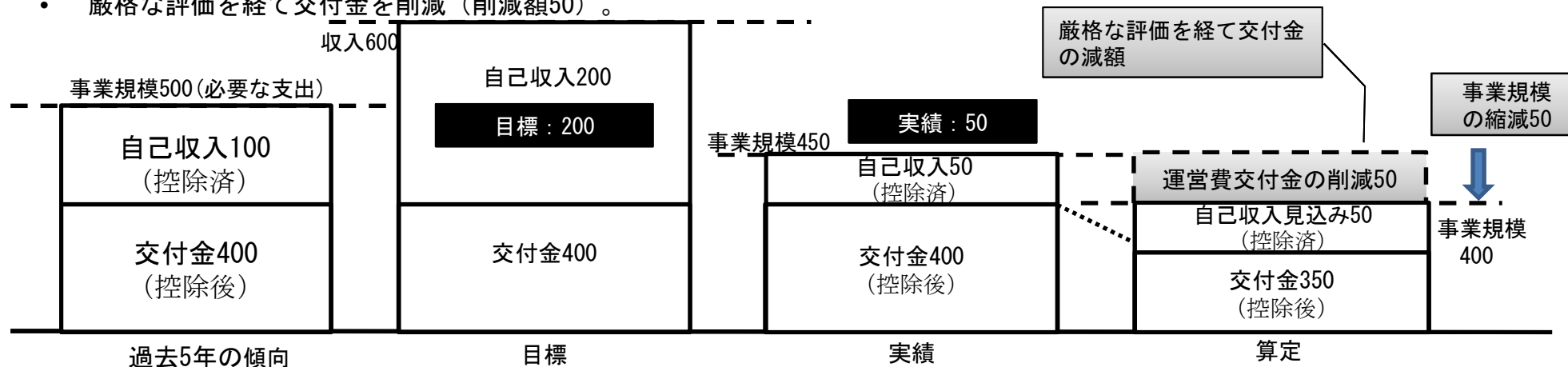
- 自己収入を200とする目標（例年100）を設定し、達成。
- 交付金の算定に当たり、自己収入増加分（100）の半額（50）を控除対象外。



○ 自己収入の数値目標を達成できなかった場合

(仮定例)

- 自己収入を200とする目標（例年100）を設定したものの、実績は50。
- 厳格な評価を経て交付金を削減（削減額50）。



(注) 交付金の削減は、事務・事業の内容や継続性等を踏まえ総合的に判断されるもの。目標未達成が続く場合、中期目標期間終了時の見直しにより法人の存廃を含めて事業が再構築される。

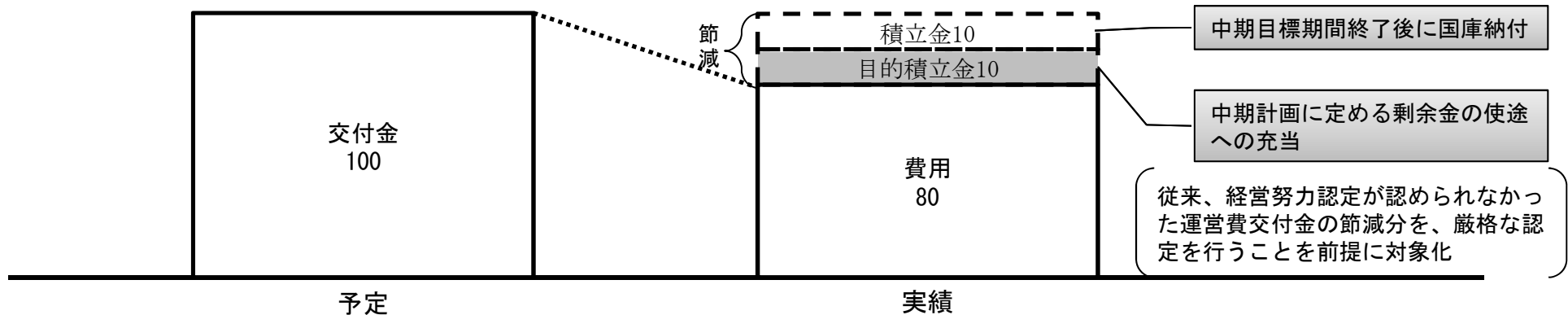
剰余金の処理の見直しイメージ

予算の積算、執行実績に関する情報を年度計画、事業報告書等に添付することで説明責任を強化した上で、例えば以下のような見直しを行う。

○ 交付金を充てる事業の経費を節減した場合

(仮定例)

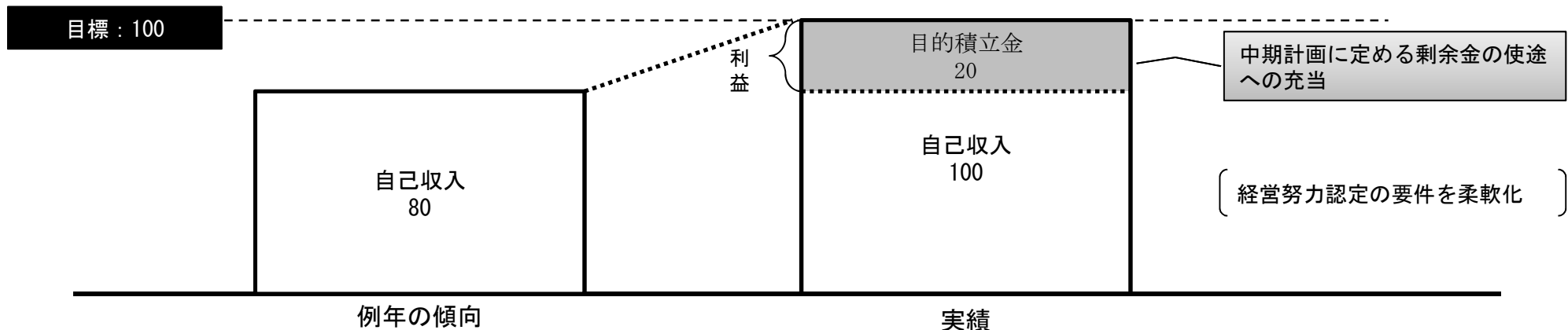
- 100の費用で業務を実施することを予定（交付金が100交付）
- 80の費用で業務を実施（交付金を20節減）
- 節減分（20）のうち、一定割合を経営努力認定し、目的積立金化



○ 自己収入を増加させた場合

(仮定例)

- 例年、80の自己収入。目標として100の自己収入を設定
- 目標を達成した場合、利益のうち、経営努力認定がなされた部分を目的積立金化

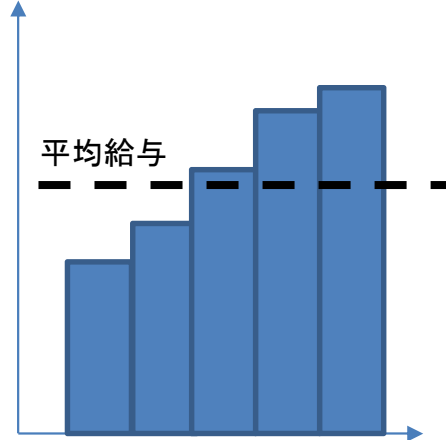


独立行政法人の報酬・給与に関する制度設計

現行措置

人件費の総額に対しては、中期計画の認可手続の中で
主務大臣(財務大臣)によりチェック

法人の報酬・給与



人件費 = 給与 × 定員
+ 退職手当
+ 福利厚生費

団体交渉を経て策定

支給の基準(給与規程)は
法人が策定、公表
(主務大臣届出)

給与水準の公表(独法ラス指数)

国家公務員より高い給与水準の場合に法人が説明責任
(高い理由、講ずる措置、数値目標・年限等)

新規措置

給与水準の適正化・業績反映の促進

給与水準の適正化

主務大臣が検証し、国民の納得が得られないと考えられる場合、
主務大臣から見直しの要請

モデル給与等を活用した、
よりわかりやすい情報公開の検討

業績反映の促進

業務の特性を踏まえた、業績評価の給与への反映やより柔軟な給与制度の導入に向けた各種指標の作成・公表

業績評価による
信賞必罰の徹底の検討

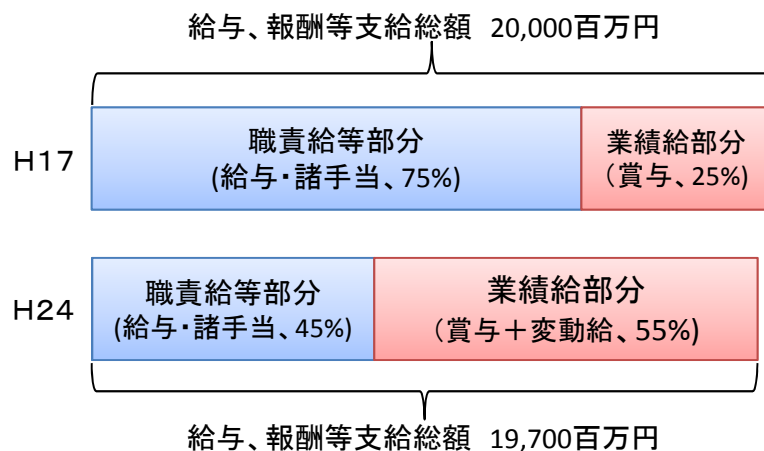
さらなる情報公開に向けた取組のイメージ

●国家公務員の年間給与をモデルを用いて示した例（出典：平成24年人事院勧告資料）

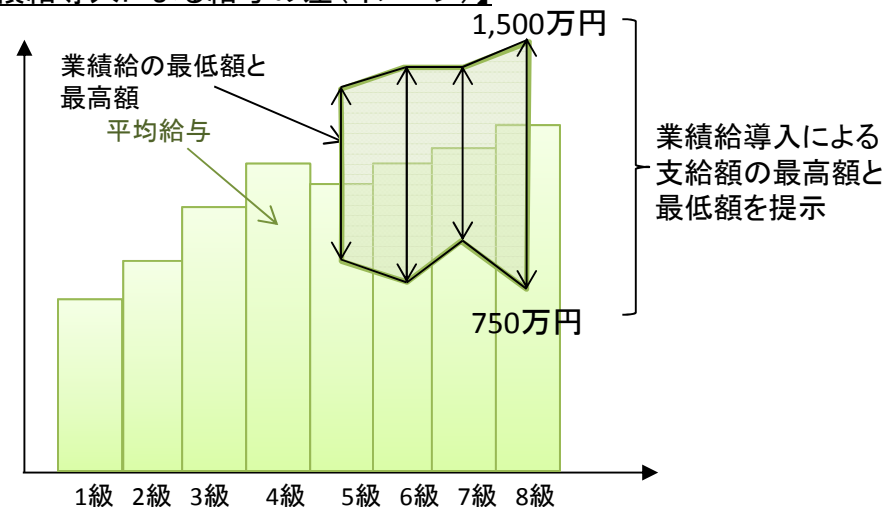
職務段階 年齢 家族構成等	臨時特例減額前		臨時特例減額後		減額前と減額後の 年間給与差 (千円)
	月額(円)	年間給与 (千円)	月額(円)	年間給与 (千円)	
係員(25歳) 独身	182,400円	2,898千円	173,700円	2,725千円	△173千円
係長(35歳) 配偶者・子1人	289,100円	4,621千円	268,153円	4,257千円	△364千円
地方機関課長(50歳) 配偶者・子2人	447,800円	7,040千円	414,383円	6,476千円	△564千円
本府省課長(45歳) 配偶者・子2人	732,662円	11,870千円	663,726円	10,742千円	△1,128千円
行政職(一)平均 (42.8歳)	401,789円	6,450千円	372,906円	5,944千円	△506千円

●業績給導入を促す情報公開のイメージ

【業績給導入実績の推移(イメージ)】



【業績給導入による給与の差(イメージ)】



全独立行政法人(事務・技術職)の年間平均給与、独法ラス指数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
平均年齢	42.7	43.2	43.3	43.4	43.3	43.4	43.5	43.5	43.5
平均年間給与額 (千円)	7,284	7,323 (+0.5%)	7,363 (+0.5%)	7,326 (▲0.5%)	7,342 (+2.2%)	7,306 (▲0.5%)	7,105 (▲2.8%)	6,951 (▲2.2%)	6,926 (▲0.4%)
独法ラス指数 (年齢勘案)	107.4	107.1	107.5	107.4	107.3	107.0	106.2	105.5	105.7
独法ラス指数 (年齢・地域・学歴勘案)	-	-	-	105.6	105.5	105.1	104.4	103.9	104.0
調査対象人員	23,362	33,631	35,673	35,290	35,275	34,557	34,049	34,388	32,869

出典)独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(総務省行政管理局) 注)全独立行政法人のデータには、準用法人である日本司法支援センターを含んでいる。

(参考)国家公務員

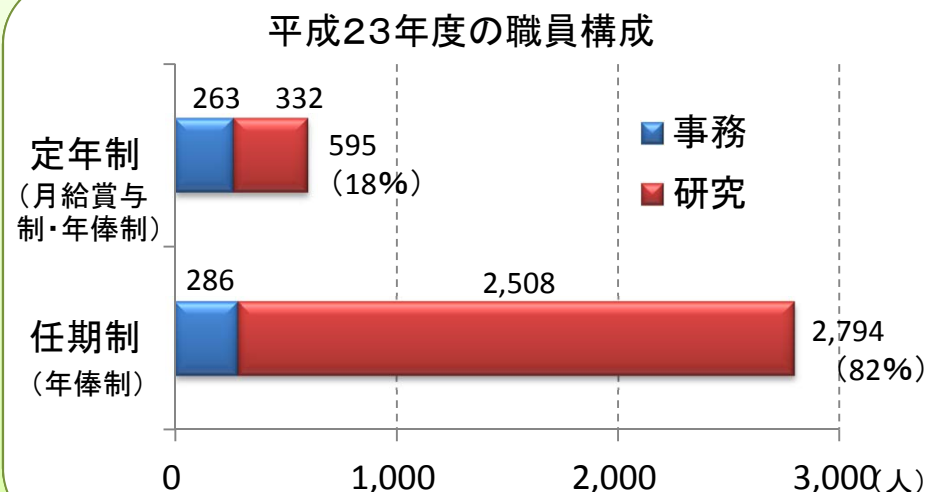
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
平均年齢	40.5	40.2	40.3	40.4	40.7	41.1	41.5	41.9	42.3
平均年間給与額 (千円)	6,153	6,295 (+2.3%)	6,312 (+0.3%)	6,323 (+0.2%)	6,398 (+1.2%)	6,443 (+0.7%)	6,356 (▲1.4%)	6,339 (▲0.3%)	6,370 (+0.5%)

出典)人事院勧告資料

柔軟な給与制度を導入している例～独立行政法人理化学研究所～

理化学研究所の給与制度の特徴

- 多く年俸制の任期制職員を雇用(職員全体の約8割)。業績評価の給与への反映と職員の流動性の向上を図る。
- 顕著な業績に対する報奨金制度(1件当たり100～300万円)を導入。研究意欲の向上の取組を既存給与の枠組み(年俸制対象者の給与の一部)の中で実施。



●定年制職員(独法ラス指数対象)

- ・任期の定めのない職員。
- ・月給賞与制職員、年俸制職員(105人)の2種類。
- ・俸給表は特殊法人時代のものを承継し、人事院勧告等を踏まえて改定。
- ・年俸制給与は、主任研究員(教授相当)等に対して導入。給与水準は月給賞与制職員と同等。退職金相当額を手当として年俸と併せて支給。

●任期制職員(独法ラス指数対象外)

- ・任期の定め有り。業績連動型給与体系。退職金無し。
- ・月給賞与制ではないため、給与比較対象外。

過去3年間の人件費総額の推移(単位:億円)

	21年度	22年度	23年度
研究部門人件費	239.3	251.6	254.3
一般管理部門人件費	17.1	14.9	16.4
人件費計	256.4	266.5	270.8
(参考①)経常費用	808.9	799.0	867.3
(参考②)競争的研究資金	138.6	112.4	103.2

(注)上記人件費には競争的研究資金により雇用される職員分を含む

過去3年間の独法ラス指数(年齢・地域・学歴勘案)の推移

	21年度	22年度	23年度
研究職員	111.3	108.9	108.9
事務・技術職員	111.1	112.1	112.3
(対象外職員も含めた試算値)	(101.8)	(101.9)	(99.9)

(注)かっこ書きは、本法人が指数算定対象外の事務職員を含めて行った試算による

平成23年度 独立行政法人の事務・技術職員の「対国家公務員指数(ラスパイレス指数)」 (年齢・地域・学歴勘案)

	法 人 名	所管府省	年齢・地域・学歴 勘案
【120以上】 【120未満 ～ 110以上】 (15法人)	●日本原子力研究開発機構	文部科学省	124.0
	●水資源機構	国土交通省	118.1
	●海洋研究開発機構	文部科学省	117.4
	●情報通信研究機構	総務省	116.3
	●宇宙航空研究開発機構	文部科学省	115.5
	●海上災害防止センター	国土交通省	114.1
	●鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国土交通省	113.6
	●都市再生機構	国土交通省	113.6
	●医薬基盤研究所	厚生労働省	113.0
	●空港周辺整備機構	国土交通省	112.8
	●住宅金融支援機構	国土交通省	112.8
	●理化学研究所	文部科学省	112.3
	●航空大学校	国土交通省	112.3
	●日本貿易振興機構	経済産業省	110.3
	●高齢・障害・求職者雇用支援機構	厚生労働省	110.0
	●電子航法研究所	国土交通省	110.0
	●日本万国博覧会記念機構	財務省	109.6
	●酒類総合研究所	財務省	108.7
	●国立長寿医療研究センター	厚生労働省	108.2
【110未満 ～ 100以上】 (44法人)	●環境再生保全機構	環境省	107.7
	●産業技術総合研究所	経済産業省	106.6
	●国際協力機構	外務省	106.5
	●日本貿易保険	経済産業省	106.5
	●労働者健康福祉機構	厚生労働省	105.8
	●交通安全環境研究所	国土交通省	105.8
	●海上技術安全研究所	国土交通省	105.6
	●医薬品医療機器総合機構	厚生労働省	104.9
	●中小企業基盤整備機構	経済産業省	104.9
	●国立環境研究所	環境省	104.7
	●家畜改良センター	農林水産省	104.6
	○国立病院機構	厚生労働省	104.5
	●物質・材料研究機構	文部科学省	104.4
	●自動車事故対策機構	国土交通省	104.3
	●国立精神・神経医療研究センター	厚生労働省	104.2
	●新エネルギー・産業技術総合開発機構	経済産業省	104.1
	●日本高速道路保有・債務返済機構	国土交通省	103.9
	●防災科学技術研究所	文部科学省	103.8

	法 人 名	所管府省	年齢・地域・学歴 勘案
	●森林総合研究所	農林水産省	103.7
	●農畜産業振興機構	農林水産省	103.6
	●国際農林水産業研究センター	農林水産省	103.2
	●石油天然ガス・金属鉱物資源機構	経済産業省	103.1
	●種苗管理センター	農林水産省	102.9
	●原子力安全基盤機構	原子力規制委	102.4
	●奄美群島振興開発基金	国土交通省	102.1
	●水産総合研究センター	農林水産省	101.9
	●勤労者退職金共済機構	厚生労働省	101.5
	●福祉医療機構	厚生労働省	101.5
	●農業・食品産業技術総合研究機構	農林水産省	101.5
	●建築研究所	国土交通省	101.5
	●国立循環器病研究センター	厚生労働省	101.4
	●農業者年金基金	農林水産省	101.4
	●労働政策研究・研修機構	厚生労働省	101.3
	●農業生物資源研究所	農林水産省	101.3
	●平和祈念事業特別基金	総務省	101.0
	●大学評価・学位授与機構	文部科学省	100.7
	●国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	厚生労働省	100.7
	●自動車検査	国土交通省	100.5
	●国民生活センター	消費者庁	100.4
	●日本スポーツ振興センター	文部科学省	100.3
	○農林水産消費安全技術センター	農林水産省	100.2
【100未満】 (42法人)	●工業所有権情報・研修館	経済産業省	99.9
	●日本学術振興会	文部科学省	99.8
	●科学技術振興機構	文部科学省	99.5
	●年金積立金管理運用	厚生労働省	99.5
	●農業環境技術研究所	農林水産省	99.4
	●国際交流基金	外務省	99.2
	●国立青少年教育振興機構	文部科学省	99.2
	●労働安全衛生総合研究所	厚生労働省	98.9
	●港湾空港技術研究所	国土交通省	98.9
	●海技教育機構	国土交通省	98.4
	●航海訓練所	国土交通省	98.3
	○製品評価技術基盤機構	経済産業省	98.0
	●国立健康・栄養研究所	厚生労働省	97.9
	●土木研究所	国土交通省	97.3

	法 人 名	所管府省	年齢・地域・学歴 勘案
	●教員研修センター	文部科学省	97.2
	●国立大学財務・経営センター	文部科学省	96.6
	●郵便貯金・簡易生命保険管理機構	総務省	96.4
	●水産大学校	農林水産省	96.4
	○国立公文書館	内閣府	96.3
	○造幣局	財務省	96.2
	●農林漁業信用基金	農林水産省	96.2
	●国立特別支援教育総合研究所	文部科学省	95.4
	●国立国際医療研究センター	厚生労働省	95.3
	●情報処理推進機構	経済産業省	95.2
	●国立成育医療研究センター	厚生労働省	95.1
	●国立がん研究センター	厚生労働省	94.3
	●北方領土問題対策協会	内閣府	92.0
	●国立女性教育会館	文部科学省	91.9
	○駐留軍等労働者労務管理機構	防衛省	91.8
	●年金・健康保険福祉施設整理機構	厚生労働省	91.6
	●国立高等専門学校機構	文部科学省	91.3
	●日本学生支援機構	文部科学省	90.7
	●大学入試センター	文部科学省	89.7
	○統計センター	総務省	89.4
	●日本芸術文化振興会	文部科学省	89.1
	●国立科学博物館	文部科学省	88.8
	●国立文化財機構	文部科学省	88.3
	●放射線医学総合研究所	文部科学省	87.8
	●国際観光振興機構	国土交通省	87.8
	○国立印刷局	財務省	87.3
	●国立美術館	文部科学省	86.7
	●経済産業研究所	経済産業省	75.8
全法人集計結果 (○特定独法8、●非特定独法94) ※集計結果には準用法人である日本司法支援センターを含んでいる			104.0

…特殊法人等より移行した独立行政法人
…国の機関と特殊法人等が統合した
独立行政法人

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定） における組織の見直し方針

法人の削減（101法人 → 85法人）

法人の廃止（▲3法人）

- 日本万国博覧会記念機構
平成22年度までに独立行政法人としては廃止
⇒ 今国会において、廃止法案を提出
- メディア教育開発センター
平成20年度末に法人を廃止
⇒ 平成21年3月に廃止
- 緑資源機構
平成19年度限りで廃止
⇒ 平成20年3月に廃止

民営化等（▲3法人）

- 特殊会社
通関情報管理センター
特殊会社化
⇒ 平成20年10月に特殊会社に移行
- 日本貿易保険
政府全額出資の特殊会社化
- 民間法人
海上災害防止センター
指定法人化
⇒ 平成25年10月に民間法人に移行予定

法人の統合（16法人 → 6法人）

- 交通安全研究所
海上技術安全研究所
港湾空港技術研究所
電子航法研究所 } 統合（4 → 1）
- 農業生物資源研究所
農業環境技術研究所
種苗管理センター } 統合（3 → 1）
- 大学評価・学位授与機構
国立大学財務・経営センター } 統合（2 → 1）
- 国立健康・栄養研究所
医薬基盤研究所 } 統合（2 → 1）
- 防災科学技術研究所
海洋研究開発機構 } 統合（2 → 1）
- 労働者健康福祉機構
労働安全衛生総合研究所 } 統合（2 → 1）

その他の独立行政法人（77法人）

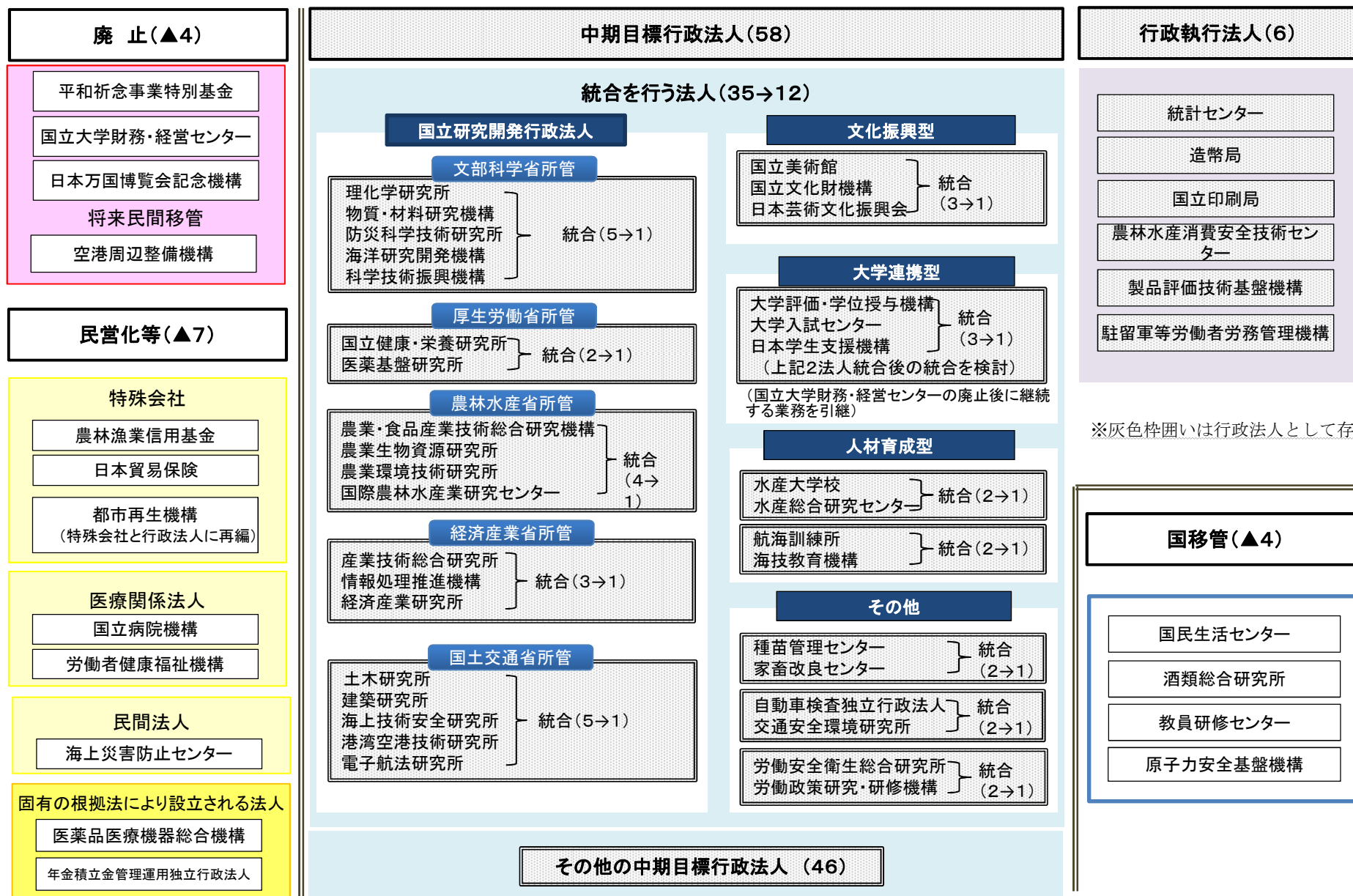
法人の在り方について将来的に検討することとされている法人（4法人）

- 雇用・能力開発機構
⇒ 平成23年10月に廃止
- 都市再生機構
- 空港周辺整備機構
- 住宅金融支援機構

大学共同利用機関法人に移管（1法人）

- 国立国語研究所
⇒ 平成21年10月に実施

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定） における組織の見直し方針（102法人→64法人）



※灰色枠囲いは行政法人として存続

法人の類型化に係るこれまでの改革における考え方について

20年法案

⇒法人の類型化についての規定なし

24年閣議決定・法案

⇒法人の事務・事業の特性を踏まえ、国の関与の在り方に鑑み、法人を大きく以下の二つに分類

中期目標行政法人

- 中期目標管理
- 一定の自主的・自律的裁量

行政執行法人

- 単年度管理
 - 国との密接な連携
- ※役職員に国家公務員の身分を付与

○法人の事務・事業の特性を踏まえて以下の8つの類型を設定

- | | |
|---------|---------|
| ① 研究開発型 | ③ 大学連携型 |
| ② 文化振興型 | ⑤ 国際業務型 |
| ④ 金融業務型 | ⑦ 行政事業型 |
| ⑥ 人材育成型 | |
| ⑧ その他 | |

研究開発能力の強化に向けた課題

【第4期科学技術基本計画における内容】

国は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえつつ、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性、専門性)に鑑み、組織のガバナンスやマネジメントの改革等を実現する国の研究開発機関に関する新たな制度を創設する。また、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討する。

主な課題

研究開発成果の最大化に資することを目的とした制度設計になっていない

国を代表して国家的に重要な政策課題等に取り組む機関であることが明確でない

いわゆる「評価疲れ」が生じ、研究開発に相応しい評価制度となっていない

国の関与が制度的に不十分で、環境変化に機敏に対応できていない

国際水準にあったマネジメントを可能とする制度設計・運用となっていない

具体的検討項目

○研究開発の成果を最大にし、科学技術の水準の向上や我が国の国際競争力向上に資すること等を目的とする

○公共上の見地からの研究開発を遂行し、その成果を最大にする機関として規定
○国益を担うにふさわしい名称を付与

○評価者を主務大臣に一元化
○科学的知見に基づいて適切な助言を行う仕組みの整備
○国際水準に即した適切な評価制度

○環境変化に機敏に対応するため、司令塔(総合科学技術会議)や主務大臣による機関に対する関与

○研究開発プロジェクトの特性に応じた中期目標期間の設定
○国際的人材獲得競争へ対応した研究者等の給与水準
○国際水準に即した適切な評価制度(再掲)
○自己収入の取扱い、調達、予算繰越等の柔軟化(運用)

研究開発能力の強化に向けた課題を踏まえた平成24年法案における対応

【基本的な考え方】

平成24年法案においては、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を目的とする法人を「国立研究開発行政法人」として類型化し、研究開発の特性に応じた規律を盛り込んだところ。

法律事項として規定

研究開発の事務・事業の制度設計の特性に応じた規定

主要な業務として「科学技術に関する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発に係る事務・事業の最大限の成果を得ることを目的」とする法人を類型化し、名称として「国立研究開発行政法人」を使用

評価者を主務大臣に一元化するとともに、主務大臣による中期目標設定、中期目標期間の業務実績評価、中期目標期間終了時の検討に際し、研究開発に関する審議会（外国人の委員を含む。）から意見聴取

司令塔（総合科学技術会議）機能の強化を前提としつつ、国立研究開発行政法人の中期目標設定や業務実績評価時等において、総合科学技術会議の関与を法定化

中期目標期間については、研究開発の特性に鑑み、7年（他の類型は5年）を上限とする

事務・事業の特性を踏まえた規定

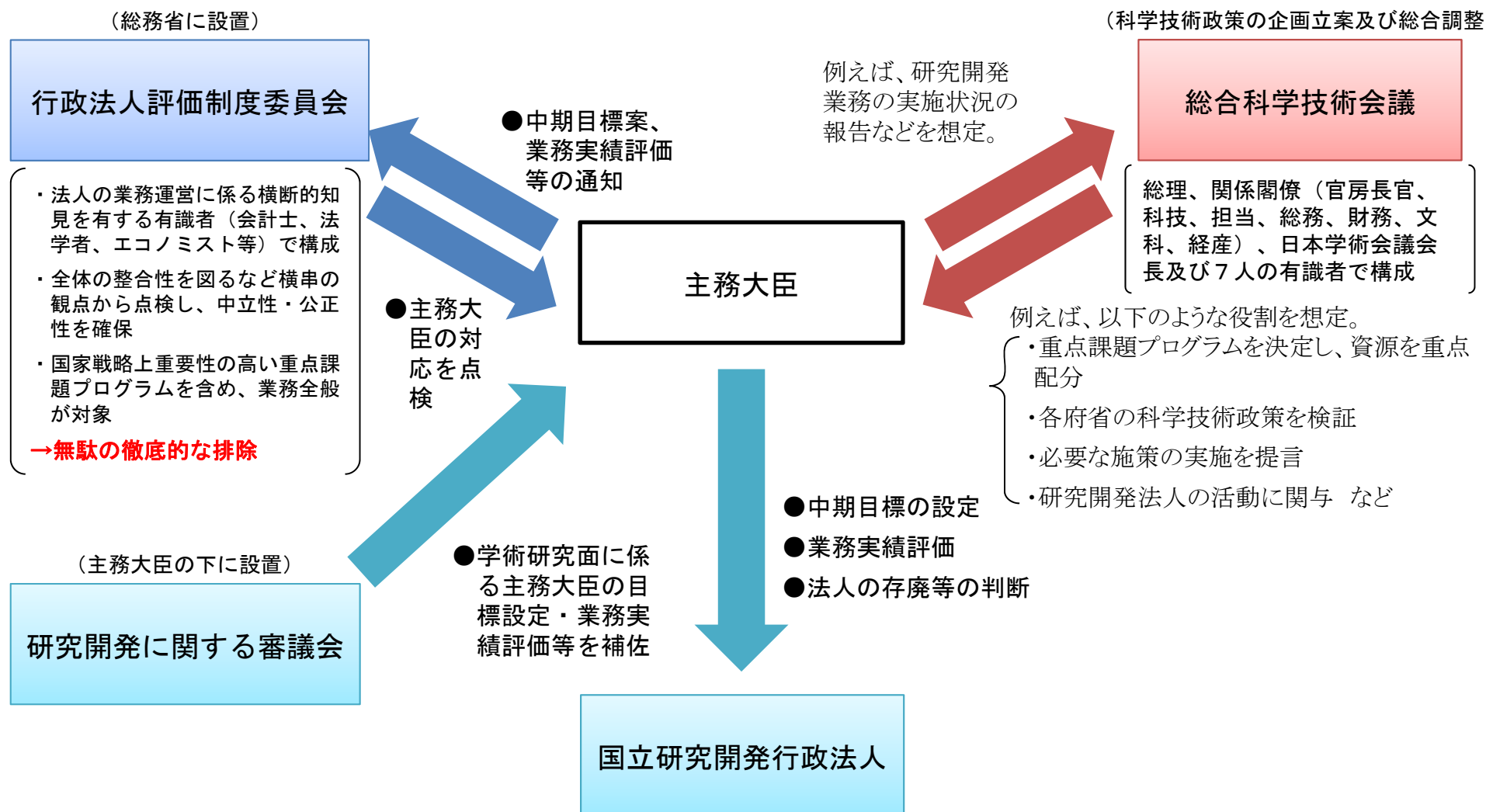
法律の運用の基本となる条項において、法人の事務及び事業の特性に配慮するとともに、「事務・事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう」対応する旨を規定

法人の職員給与の支給基準の策定に当たって、「職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情」を考慮する旨規定

運用事項として見直しを検討

競争性・透明性・公正性・効率性等を確保した契約・調達ルール の在り方、自己収入の取扱い、中期目標期間を跨ぐ予算の繰越、目的積立金の認定等について、問題点の洗い出しや必要に応じた見直しを検討

国立研究開発行政法人に関する 行政法人評価制度委員会と総合科学技術会議の役割のイメージ



独立行政法人の基本的データ

項目	数量	単位	時点
法人数	101	法人	25年4月
常勤職員数	142,253	人	25年4月
常勤役員数	493	人	24年10月
うち退職公務員数	32	人	24年10月
給与水準 (対国家公務員指数(ラスパイルズ指数))(注)	104.0	—	23年度
人件費(給与・報酬等)	9,810	億円	23年度
年間予算額	757,960	億円	25年4月
国の財政支出	28,960	億円	25年4月
(参考)国の一般会計歳出予算計	926,115	億円	25年4月

(注) 対国家公務員指数(ラスパイルズ指数)とは、ある独法の年齢、勤務地及び学歴構成と同等の国家公務員組織があったと仮定して、両者の給与総額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の数値。

独立行政法人一覧(平成25年4月1日現在)

(注) ○印は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))

内閣府所管 2法人

- 国立公文書館
- 北方領土問題対策協会

消費者庁所管 1法人

- 国民生活センター

総務省所管 3法人

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管 2法人

- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管 4法人

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管 23法人

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 19法人

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人
- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管 13法人

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管 10法人

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 20法人

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管 2法人

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

原子力規制委員会所管 1法人

- 原子力安全基盤機構

防衛省所管 1法人

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合 計 101 法人

独立行政法人の概要(平成25年度)

参 考

No	法人名	主務 府省	主 業 務	常勤職員数 (人) 注1	H25予算(億円) 注2	
					国の財政支出 (億円) 注3	
1	国立公文書館	内閣	・歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般の利用	47	20	20
2	北方領土問題対策協会	内閣	・北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について国民世論の啓発、北方四島交流事業及び調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護を行う ・北方地域旧漁業権者等に対する援護措置としての資金の融通を行う	17	16	14
3	国民生活センター	消費	・国民生活の改善に関する情報の提供 ・国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対する情報の提供 ・重要消費者紛争の解決	118	28	27
4	情報通信研究機構	総務	・情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発 ・周波数標準値の設定、標準電波の発射、標準時の通報 ・高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	410	438	363
5	統計センター	総務	・国勢調査、消費者物価指数、労働力調査(完全失業率)等国の基幹的統計の製表 ・府省・地方自治体の統計作成の支援 ・政府全体の公的統計基盤の整備・提供	831	83	76
6	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	総務	・旧日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を管理し、これらに係る債務を履行すること	39	159,280	-
7	国際協力機構	外務	・開発途上地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施 ・開発途上地域の住民を対象とする国民等による協力活動の促進	1,842	16,204	1,988
8	国際交流基金	外務	・国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい ・海外における日本研究に対する援助及びあっせん、日本語の普及 ・国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん	223	153	125
9	酒類総合研究所	財務	・酒類の高度な分析・鑑定(これらに伴う手法の開発を含む) ・酒類の品質に関する評価 ・酒類及び酒類業に関する講習 ・酒類及び酒類業に関する研究・調査	41	10	10
10	造幣局	財務	・貨幣の製造・販売・鋳つぶし ・勲章・褒章・賜杯・記章・極印の製造 ・貴金属の品位証明	908	359	-
11	国立印刷局	財務	・銀行券の製造 ・官報の編集・印刷・普及 ・国債・印紙・郵便切手・旅券等の製造・印刷	4,300	742	-
12	日本万国博覧会記念機構	財務	・万博跡地の整備、跡地における文化的施設の設置・運営 ・日本万国博覧会記念基金の管理・運用、運用益による助成金の交付	48	41	-
13	国立特別支援教育総合研究所	文科	・特別支援教育に関する研究のうち実地的な研究を総合的に行う ・特別支援教育関係職員に対する専門的・技術的な研修を行う	62	9	9
14	大学入試センター	文科	・センター試験に関する問題作成・採点その他一括して処理することが適当な業務	92	111	-
15	国立青少年教育振興機構	文科	・我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育指導者等の研修事業や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業等を実施	516	107	91
16	国立女性教育会館	文科	・我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、各分野で男女共同参画を推進するリーダーを対象とした研修、教育・学習プログラム開発、ネットワーク形成等の教育・学習支援を行うとともに、国の政策課題や喫緊の課題、国際協力・連携に資する情報収集・提供、調査研究を実施	23	7	5

No	法人名	主務 府省	主 業 務	常勤職員数 (人) 注1	H25予算(億円) 注2	
					国の財政支出 (億円) 注3	
17	国立科学博物館	文科	・博物館の設置 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査研究 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料収集、保管、公衆への観覧、教育普及事業	125	32	28
18	物質・材料研究機構	文科	・物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	891	177	142
19	防災科学技術研究所	文科	・防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	186	170	155
20	放射線医学総合研究所	文科	・放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発	451	129	106
21	国立美術館	文科	・美術館の設置 ・美術に関する作品その他の資料の収集・保管・公衆への観覧 ・美術に関する調査及び研究	103	138	127
22	国立文化財機構	文科	・博物館の設置 ・文化財の収集・保管・公衆への観覧 ・文化財に関する調査及び研究	338	126	112
23	教員研修センター	文科	・学校教育関係職員に対する研修 ・学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助	42	13	11
24	科学技術振興機構	文科	・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	1,323	1,345	1,264
25	日本学術振興会	文科	・学術研究に関する必要な助成 ・学術に関する国際交流の促進 ・学術の社会的連携・協力の推進 ・学術の振興に関する調査及び研究 ・若手研究者の養成・確保 ・学術の応用に関する研究の実施 ・国の助成事業に関する審査・評価 ・寄付金事業	143	2,970	2,683
26	理化学研究所	文科	・科学技術に関する試験・研究、その成果の普及・活用の促進 ・科学技術に関する試験・研究及び開発を行う者への施設及び設備の共用 ・科学技術に関する研究者・技術者の養成・資質の向上	3,382	844	788
27	宇宙航空研究開発機構	文科	・宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術・航空科学技術に関する基礎研究、宇宙・航空に関する基盤的研究開発 ・人工衛星等の開発・打上げ・運用等	2,141	1,986	1,961
28	日本スポーツ振興センター	文科	・ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務 ・国際競技力向上のための研究・支援等業務 ・スポーツ振興投票業務 ・スポーツ振興基金業務 ・災害共済給付業務、学校安全支援業務	349	1,346	105
29	日本芸術文化振興会	文科	・芸術の創造・普及のための活動等に対する資金の支給等の援助 ・劇場施設の設置、施設における伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演の実施	298	178	134
30	日本学生支援機構	文科	・経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与 ・留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の支援等 ・学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等	480	24,653	1,331
31	海洋研究開発機構	文科	・海洋に関する基盤的研究開発及び学術研究に関する協力等	1,050	402	363
32	国立高等専門学校機構	文科	・国立高等専門学校の設置・運営	6,279	1,105	589
33	大学評価・学位授与機構	文科	・大学等の教育研究活動等の評価及び結果の公表 ・学位の授与	126	16	12

No	法人名	主務府省	主 業 務	常勤職員数 (人) 注1	H25予算(億円) 注2	
					国の財政支出 (億円) 注3	
34	国立大学財務・経営センター	文科	・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の貸付け及び交付等	16	1,588	3
35	日本原子力研究開発機構	文科	・原子力に関する基礎的研究及び応用の研究 ・核燃料サイクルを確立するために必要な技術の開発	4,576	3,200	1,760
36	国立健康・栄養研究所	厚労	・国民の健康の保持増進及び栄養に関する研究	38	7	7
37	労働安全衛生総合研究所	厚労	・事業場の災害予防並びに労働者の健康増進及び職業性疾病に関する研究	100	22	21
38	勤労者退職金共済機構	厚労	・中小企業退職金共済事業、勤労者財産形成促進事業の実施	267	7,803	89
39	高齢・障害・求職者雇用支援機構	厚労	・高齢者雇用に関する給付金の支給、相談援助等 ・障害者に係る職業リハビリテーションの提供、障害者納付金関係業務等 ・職業能力開発業務(職業訓練業務) 等	3,891	1,257	791
40	福祉医療機構	厚労	・社会福祉施設、病院等の設置等に必要資金の貸付及びこれに伴う経営の診断・指導、情報提供 ・NPO法人など、社会福祉振興事業を行う者に対する助成事業 ・社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する事務 ・地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事務 ・厚生年金保険、国民年金及び労働者災害補償保険の年金受給者に対する年金受給権を担保とした小口の資金の貸付 ・年金住宅融資等に係る債権の管理及び回収	255	1,948	360
41	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	厚労	・重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等	223	33	18
42	労働政策研究・研修機構	厚労	・内外の労働に関する事情及び労働政策についての調査研究 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他関係者への研修	112	26	26
43	労働者健康福祉機構	厚労	・労災病院等の設置・運営 ・未払賃金の立替払事業	15,609	3,297	286
44	国立病院機構	厚労	国立病院における ・医療の提供、医療に関する調査・研究、医療に関する技術者の研修	55,534	9,916	233
45	医薬品医療機器総合機構	厚労	・医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済 ・薬事法に基づく医薬品、医療機器等の承認審査 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・分析・提供	702	369	18
46	医薬基盤研究所	厚労	・医薬品技術及び医療機器等技術に関する研究開発及びその振興	80	87	84
47	年金・健康保険福祉施設整理機構	厚労	・年金福祉施設等の譲渡・廃止	21	343	-
48	年金積立金管理運用独立行政法人	厚労	・厚生年金保険及び国民年金における積立金の管理・運用	67	295,142	-
49	国立がん研究センター	厚労	・がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供	1,745	528	75
50	国立循環器病研究センター	厚労	・循環器病に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供	1,150	255	46
51	国立精神・神経医療研究センター	厚労	・精神・神経疾患等に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供 ・精神保健に関する調査及び研究	726	139	50
52	国立国際医療研究センター	厚労	・感染症その他の疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供 ・国際医療協力に関する調査及び研究 ・国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的とした、看護に関する学理及び技術の教授及び研究等	1,814	441	73

No	法人名	主務 府省	主 業 務	常勤職員数 (人) 注1	H25予算(億円) 注2	
					国の財政支出 (億円) 注3	
53	国立成育医療研究センター	厚労	・成育医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供	1,009	230	41
54	国立長寿医療研究センター	厚労	・加齢に伴って生ずる心身の変化に関する、調査、研究 ・長寿医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらに関連する医療の提供	505	101	37
55	農林水産消費安全技術センター	農水	・JAS法等関係法令の規定に基づく立入検査 ・JAS規格又は品質表示基準が定められた農林物資の検査 ・肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査	637	67	65
56	種苗管理センター	農水	・植物新品種の知的財産権(育成者権)の付与の可否を国が判定する際に必要となる栽培試験 ・種苗購入者の適切な選択に資するための表示検査・品質検査 ・病害虫のまん延防止のための健全無病なばれいしよ及びさとうきびの原原種(元だね)の一元供給	297	32	29
57	家畜改良センター	農水	・家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善 ・飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布	796	85	71
58	水産大学校	農水	・水産業を担うための人材の育成に必要な学理及び技術の教授及び研究	169	24	17
59	農業・食品産業技術総合研究機構	農水	・農業及び食品産業に関する技術の総合的な試験研究 ・農業、食品産業等に関する試験研究の委託とその成果の普及 ・農業機械の改良に関する試験研究	2,677	575	384
60	農業生物資源研究所	農水	・生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究	354	130	65
61	農業環境技術研究所	農水	・農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究	164	62	29
62	国際農林水産業研究センター	農水	・熱帯、亜熱帯地域、その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究	177	36	32
63	森林総合研究所	農水	・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究 ・林木の優良な種苗の生産及び配布 ・水源をかん養するための森林の造成に係る事業の実施 ・農用地及び土地改良施設等の整備	1,051	633	355
64	水産総合研究センター	農水	・水産資源の持続可能な利用、沿岸漁業の総合的振興、持続的な養殖業の発展、水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、並びに基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発等	925	242	150
65	農畜産業振興機構	農水	・畜産・野菜・甘味資源作物・でん粉原料用いも生産者等の経営安定対策及びその補完対策 ・畜産・野菜の需給調整・価格安定対策、砂糖・でん粉の価格調整 ・経済情勢等の変化に応じた緊急対策 ・生産者や消費者等に対する分かりやすい情報提供	215	4,222	873
66	農業者年金基金	農水	・農業者年金事業の実施	75	2,186	1,249
67	農林漁業信用基金	農水	・農林漁業者の経営に必要な資金借入に係る保証及び保険 ・農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に対する同協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付け	108	2,087	47
68	経済産業研究所	経産	・内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する政策研究	47	14	14
69	工業所有権情報・研修館	経産	・発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供 ・特許庁の職員その他の工業所有権に関する事業に従事する者に対する研修	83	94	93
70	日本貿易保険	経産	・貿易・投資など対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業	139	455	-

No	法人名	主務 府省	主 業 務	常勤職員数 (人) 注1	H25予算(億円) 注2	
						国の財政支出 (億円) 注3
71	産業技術総合研究所	経産	経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として、以下の業務等を実施 ・鉱工業の科学技術に関する研究開発 ・国家計量標準の整備、供給・地質の調査 ・地域産業の技術力の向上 ・技術経営力の強化に寄与する人材の養成	2,938	768	598
72	製品評価技術基盤機構	経産	・工業製品その他の物資に関する技術上の評価 ・工業製品その他の物資に関する試験・分析・検査等を行う事業者の技術的能力の評価 ・工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報収集・評価・整理及び提供	407	95	67
73	新エネルギー・産業技術総合開発機構	経産	・産業技術、新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発の実施、助成金の交付等 ・新エネルギー及び省エネルギーの導入・普及に係る助成金の交付等 ・京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減単位の取得等	798	1,238	1,211
74	日本貿易振興機構	経産	・中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援 ・対日投資促進 ・アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等	1,562	302	258
75	情報処理推進機構	経産	・情報セキュリティ対策の推進 ・情報システムの信頼性の向上 ・高度IT人材の育成	169	83	37
76	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	経産	・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要な資金の出資、融資及び債務保証 ・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要な調査・研究・技術開発及び情報提供 ・石油及び金属鉱産物の備蓄 ・鉱害防止に係る支援 ・石炭経過業務	514	21,525	2,697
77	中小企業基盤整備機構	経産	・中小企業支援策の情報の提供や活用についての相談事業 ・中小企業と需要家としての大企業や連携先としての他の企業とのマッチング事業 ・経営力向上のための研修事業 ・経営や生活の安定のための共済事業 ・産業用地の分譲等(経過業務)	791	14,448	233
78	土木研究所	国交	・土木技術に関する調査、試験、研究及び開発	446	91	86
79	建築研究所	国交	・建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発	87	20	18
80	交通安全環境研究所	国交	・自動車、鉄道等に係る安全確保、環境保全及び燃料資源の有効利用確保に関する研究開発等、リコールに係る技術的検証、並びに自動車等及び装置の基準適合性審査等	98	22	17
81	海上技術安全研究所	国交	・船舶技術に関する研究開発	212	32	27
82	港湾空港技術研究所	国交	・港湾及び空港の整備等に関する研究及び技術開発	97	24	13
83	電子航法研究所	国交	・航空交通管理システム等に関する試験、調査、研究及び開発	59	16	14
84	航海訓練所	国交	・商船に関する学科を置く学校等の学生に対する航海訓練	395	59	56
85	海技教育機構	国交	・船員及び船員志望者に対する船舶の運航に関する学術・技能の教授	191	24	22
86	航空大学校	国交	・航空機の操縦に関する学科及び技能を教授することによる操縦従事者の養成	104	28	21
87	自動車検査	国交	・自動車の検査における自動車が保安基準に適合するかどうかの審査	818	123	32

No	法人名	主務府省	主 業 務	常勤職員数 (人) 注1	H25予算(億円) 注2	
					国の財政支出 (億円) 注3	
88	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国交	・整備新幹線等の鉄道の建設、保有・貸付け、譲渡・資金回収等 ・鉄道整備を行う鉄道事業者に対する補助金の交付等 ・旧国鉄の地位の承継に伴う費用の支払等 ・内航船舶の共有建造、技術支援等 ・運輸技術に関する基礎的研究等	1,612	18,718	923
89	国際観光振興機構	国交	・外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等 ・国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化のための支援等	90	28	18
90	水資源機構	国交	・水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る	1,407	1,723	305
91	自動車事故対策機構	国交	・被害者援護業務 ・安全指導業務 ・自動車アセスメント	334	140	105
92	空港周辺整備機構	国交	・福岡空港の周辺地域における、緑地帯の造成、騒音の影響の少ない施設の用に供する土地の造成・貸付、住宅の騒音防止工事に対する助成、移転補償及び土地の買い入れ	28	34	2
93	海上災害防止センター	国交	・船舶海難等により流出した油等の防除措置の実施 ・船舶乗組員等を対象とする海上防災のための訓練の実施	34	8	-
94	都市再生機構	国交	・既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備等 ・都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等 ・ニュータウン整備事業等の実施(経過業務)	3,381	21,261	388
95	奄美群島振興開発基金	国交	・奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け	18	29	2
96	日本高速道路保有・債務返済機構	国交	・高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け ・債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)	84	48,689	647
97	住宅金融支援機構	国交	・資本市場から資金を調達し、民間金融機関が供給した長期・固定金利の住宅ローンの債権を譲り受ける業務(証券化支援業務)	910	76,352	464
98	国立環境研究所	環境	・環境の保全に関する調査及び研究 ・環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供	252	157	122
99	環境再生保全機構	環境	・公害に係る健康被害の補償及び予防 ・民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援 ・廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 ・アスベスト(石綿)による健康被害の救済	142	773	212
100	原子力安全基盤機構	原子力 規制委	・原子力施設及び原子炉施設に関する検査 ・原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価 ・原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関する業務 ・原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修 ・原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供	401	203	201
101	駐留軍等労働者労務管理機構	防衛	・駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務 ・駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務 ・駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務	296	31	31
合計				142,253	757,960	28,960

注1: 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成25年4月1日現在の数値。(国立病院機構のみ平成25年1月1日)

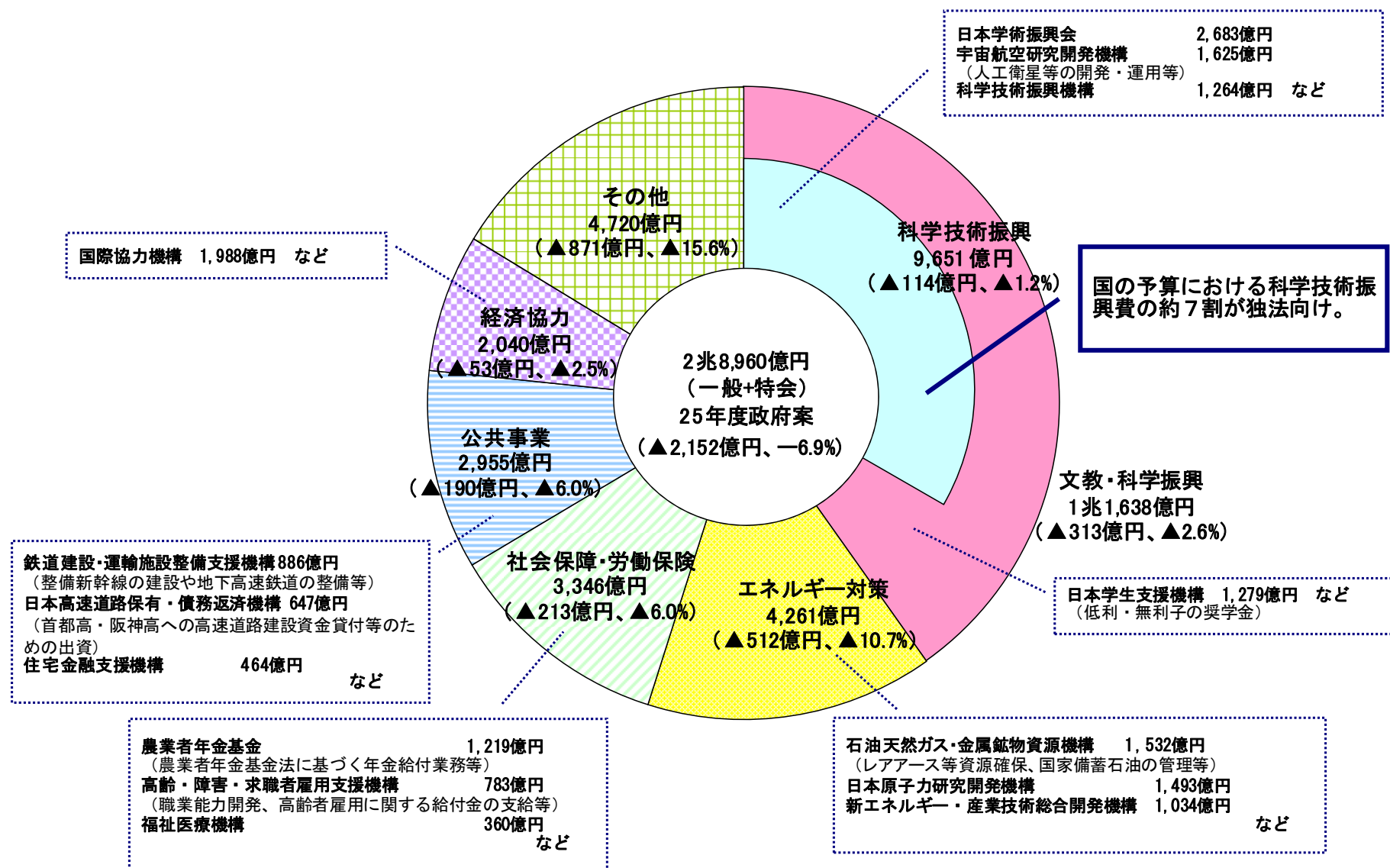
注2: H25予算は、各法人の当初予算ベースの平成25年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等(他勘定への繰入れを含む)。

注3: H25の国の財政支出は「平成25年度予算及び財政投融资計画の説明(財務省主計局・理財局)による。

注4: 国際協力機構の有償資金協力部門については、平成25年度資金計画の額を計上している。

注5: 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」により、平成25年10月1日に指定海上防災機関(一般財団法人)に移行することとなっている。

独立行政法人向け財政支出の全体像（25年度政府案）



（注）計数は整理中であり、今後異動を生ずることがある。

独立行政法人の法人数と財政支出の推移

